



国際ロータリー 第2650地区 長期青少年交換プログラム

マニュアルブック 2023

(派遣学生用)

2023. 10

国際ロータリー 第2650地区 青少年交換委員会

マニュアルブック 目次

標準マニュアル ----- ①-1

派遣学生マニュアル ----- ②-1

資 料

青少年交換プログラム 標準マニュアル

目 次

I. 青少年交換計画の目的と歩み -----	①-1
II. 基本的な仕組みとルール	
1. 交換計画の仕組み -----	①-3
2. 交換計画のルール -----	①-4
3. 地区委員会の支援活動 -----	①-6

XⅢ版 2023. 10. 20

I 版 1990. 3. 5

標準マニュアル

I. 青少年計画の目的と歩み

〔目的と目標〕

毎年、ロータリーの青少年交換により、多数の青少年が他国の人々の文化、問題、業績について体験する機会に恵まれています。学生たちは、このロータリープログラムによって、世界観を広げると同時に、自分自身も成長していきます。参加者は世界観を広げ、内省力を深め、帰国します。

このような青少年がやがて大人になり、その多くが地域社会において指導者としての役割を果たすようになると、青少年交換における経験の成果が、その役割の中で生かされるようになります。それゆえロータリーの青少年交換は、世界理解と平和の推進に大きな貢献をしているのです。

ロータリアンは青少年交換を通じて、交換学生のためにできる限りの環境をつくりだそうとしています。青少年交換プログラムには、50年以上の経験があり、世界中に118万人以上のロータリアンがいるというメリットがあります。この経験とロータリーの支援により、このプログラムは、交換学生にとって考えられる最高のものとなっています。

〔プログラムの歴史〕

青少年交換プログラムは、クラブレベルで始まりました。1929年、デンマークのコペンハーゲン・ロータリークラブが初めて提案しました。1939年、アメリカカリフォルニアの当時の第107地区とラテンアメリカの数地区との間で交換が始まりました。1958年に東部へ広がり、最初の多地区合同の活動—ESSEXは、1962年に結成されました。

1972年RI理事会は、青少年交換を国際ロータリーの公式プログラムとすることを決定しました。(ロータリアン必携「青少年のための諸活動」)

第2650地区では、1979年杉山ガバナー・酒井委員長の際に、地区青少年交換委員会規約並びに細則を制定しました。

日本では、1961年1月に、九州の第3733地区(現・2700地区)・久留米ロータリークラブがスポンサークラブとなり、オーストラリア第280地区(現・9820地区)ローズバット・ロータリークラブへ、第1号の交換学生—宮崎洋子さんを派遣しました。

第2650地区では、1971-72年度・絹川ガバナー時に地区委員会を組織し、青少年交換プログラムに参加しました。最初の交換は2名で、京都ロータリークラブが牧 広司君を、アメリカ ミシガン州の第629地区グランド ラビッド・ロータリークラブへ派遣し、同クラブからディビッド クランダル君を受入れました。受入高校は、京都西高校でした。もう一組は、彦根ロ d ータリークラブから、那須 達也君を、牧君と同じ地区の、グリーンビル・ロータリークラブへ派遣し、受入は同クラブからのゲイル ハミルトンさんで、受入高校は近江兄弟社高校でした。

以来、第2650地区の交換計画は、着実に成長してきました。交換学生数では1970年代の当初は、年間に1～2名でしたが、1975年から4～7名の規模になり、1980年代に入ると10名に、1987年からは20名に、そして我が国の急速な“国際化”を反映して1990年代に入って年間30名を越える交換規模に成長しました。昨今は10名程度の学生を世界へ送っています。

2020年Covid19の世界的パンデミックにより、学生も緊急帰国することとなり、青少年交換プログラムは年度途中で中断されました。

2023-24年度、尾賀ガバナー・伊藤委員長の際に、3年ぶりに青少年交換プログラムは再開し今日に至ります。

2019-20年度までに、派遣学生延べ680名、受入学生延べ628名となっています。

〔第 2650 地区の特徴〕

第 2650 地区では、長期－1 年間の地区レベル－地区対地区の交換計画を行っています。その交換計画の特徴は、北米、中南米、欧州、オセアニアなど、広い範囲の国・地区と、バランスをもって進めていることです。

また、交換規模に応じて、地区委員会の実務体制を整え交換の安全に改善を重ねてきています。

ロータリーの奉仕活動は、RI もクラブでも 1 年毎に選ばれる会長と理事会によって管理されていますが第 2650 地区では、このプログラムの性格に鑑み、1988 年小谷ガバナーのご指導により、5～10 年を見通した「青少年交換基本計画」を策定し、中長期の展望を持って、毎年度の計画の指針としています。

Ⅱ. 基本的な仕組みとルール

1. 交換計画の仕組み

〔単なる留学ではない〕

ロータリーの青少年交換計画の目的は、異国での生活と勉学を通じて国際理解と友好を深めることによって、世界平和に貢献することであって、単なる留学ではありません。最近「留学斡旋」がビジネスとなっていますが、ロータリーの青少年交換プログラムは、それらとは全く違います。便宜上“留学”と言ってもよいですが、このプログラムでは留学という用語は使っていません。あくまでも“交換”であり、留学生ではなく“交換学生” Exchange Student です。

〔交換である〕

交換=Exchange ですから、派遣=Outbound と受入=Inbound があります。原則として、交換年度(ロータリー年度と違い、出発・来日時を含む歴年をいう)内に派遣したら同数を受入なければなりません。但し、派遣しても相手の都合によって、翌年に受け入れるなど、変則的になることがあります。

〔関係者と役割〕

青少年交換プログラムは、派遣と受入を同時に行うことから、様々な立場の関係者が協力して計画を遂行する必要があります。マニュアル化する際の代表的な関係者を整理します。

派遣学生 : 交換学生のうち、この地域より異国へ派遣される学生を指します。(Outbound)

受入学生 : 交換学生のうち、派遣学生と交換でこの地域へ受け入れる学生を示します。(Inbound)

スポンサークラブ : 交換学生にとって、送り出す側のロータリークラブを指します。

ホストクラブ : 交換学生にとって、受け入れ先のロータリークラブを指します。

※同一年度に派遣・受入を行うクラブは、スポンサークラブでありホストクラブでもあります。

クラブ担当者 : スポンサークラブ、ホストクラブの担当委員長などの責任者を指します。

カウンセラー・クラブカウンセラー : 受入学生の理解者・相談相手の役割としてホストクラブの会長が選任します。

地区委員会 : 地区青少年交換委員会を示します。プログラムへの参加クラブを支援します。

〔短期・長期交換がある〕

青少年交換プログラムには、夏休みなどを利用した短期交換と1年間の長期交換があります。当地区の地区委員会が推奨するのは長期交換です。長期の場合は、就学ビザが必要など、特殊な問題があります。その他、各クラブの姉妹都市との短期交換の手続きも行っています。

〔クラブが主体である〕

このプログラムの主体は各ロータリークラブです。各クラブの責任において交換を行います。地区委員会は地区ガバナーの指導の下、クラブの活動を支援することを任務とします。

例えば、就学ビザ取得のための身元引受者はホストクラブ会長であり、地区委員長は地区ガバナーに代わって、それを、Endorse=裏付けします。

〔ホームスティと通学の義務がある〕

交換学生は1年間ホームスティします。ホストクラブは3～4軒のホストファミリーを準備します。

また、交換学生は高等学校へ通学しなければなりません。ホストクラブは地域の高校の入学許可を得なければなりません。

〔教育としつけでもある〕

国や地域によっては、選挙権や兵役の義務など、成年になる年齢が異なりますが、日本では交換学生を未成年者として扱います。また、他国での生活に適応するために、出発前の派遣学生と、来日した受入学生に、教育・研修に力を注ぐのも、このプログラムの特徴です。

ホストファミリーや学校での、日常的な教育が基礎ですが、地区委員会の支援活動の一つとして、研修会やエクスカージョンを計画します。当然交換学生は、地区主催の研修プログラムに参加しなければなりません。

〔交換時期〕

原則として相手国の学校制度に合わせて、北半球は8月末に派遣学生が出発・受入学生が来日します。南半球は1月に受入学生が来日しますが派遣学生の出発は8月末に出発します。

〔相手と共同事業である〕

交換する相手地区と共同=Co-operation で成り立つ事業です。相手地区・クラブからの Guarantee=保証書が来て確定します。相手にも審査権があり時には拒否されることもあります。

また相手の都合で、派遣・受入の年度がずれることもあります。そのような場合、次年度の準備（予算など）をしておく必要があります。

〔交換相手は地区が計画する〕

地区委員会は交換を確実にするため派遣先決定後、すみやかに交換相手地区と Agreement=合意書を交換します。どの地区・クラブとの交換とするかは、双方の地区委員会が計画し、地区ガバナーが決定します。姉妹提携等のあるクラブとの交換希望もお聞きしますが、合意のない地区ですと必ずしも実現できるとは限りません。

2. 交換計画のルール

〔根拠規則・規約〕

交換学生の資格は「ロータリアンの子弟のみに与えられた特権ではない」とされています。逆にその点がロータリー財団奨学生などと異なり、ロータリアンの子弟も参加資格を与えられています。

また、資金面でも異なりロータリー財団からの資金援助はありません。国際青少年交換計画の資金は当地区内すべてのクラブ会員の人頭分担金によります。現在、年間一人1,000円です。(2022年度現在)

また RI の定める書式を使うことになっています。これらの原則は、ロータリー章典で定められています。

〔年齢の決まり〕

交換時に高校生生の年齢であることとされています。国によって高校生の年齢は異なります。当地区の規程では、派遣学生は「出発時に高校に在籍している者」としています。15歳以上—18歳6か月未満

〔派遣学生の契約〕

派遣学生は、Application=申請書と、Guarantee=保証書にサインして、このプログラムの規則を守り、ホストクラブと地区委員会の監督に従うこと、モーター付の車等を運転しないことなど約束します。その他世界共通のルールがあり、予め保護者とともにサインして契約を結びます。

また派遣中、ホストクラブの要請でスピーチをします。帰国後、スポンサークラブの要請で帰国報告・地区大会参加の義務があります。

〔保護者の契約〕

保護者も、Application と Guarantee にサインして、費用負担、ロータリーの会合への出席や規則を守ることなどを約束します。それにスポンサークラブのクラブ担当者も連署します。相手のホストクラブとホストファミリーに一切をお任せし、問題が起こっても賠償請求権は行使しませんと、かなり厳しいことを約束します。

〔スポンサー・ホストクラブの約束〕

クラブは派遣学生のスポンサークラブとして、本人の申請を裏付けし、受入学生のホストクラブとしては Guarantee で、ホストファミリーと学校の手配、ロータリー行事への招待監督・指導の他、受入学生への毎月の小遣いの支給、空港への出迎えなどを約束します。

〔費用負担決まり〕

交換プログラムにかかわる代表的な費用の種類と負担者一覧です。

派遣学生＝保護者負担 渡航費用(パスポート、ビザ等の手数料を含む)、衣類等の費用、受入地区が指定する保険料、通信費、ロータリークラブの行事に参加する時の当地区統一ブレザーやピンバッジ等の費用、派遣先の地区委員会主催のエクスカージョン(研修・小旅行)費用(費用は派遣地域によって変わります)

受入学生負担 渡航費用(パスポート、ビザ等の手数料を含む)、衣類等の費用、当地区が指定する保険料、通信費、地区委員会主催のエクスカージョン参加費用

スポンサークラブ負担 派遣学生の出発前、帰国後の地区行事への参加費・交通費、派遣先での交換用バナー

ホストクラブ負担 学校費用(授業料、教科書代、通学費、制服・体操服、修学旅行費等)、受入学生の小遣い(月額 10,000 円)、交換用クラブバナー、地区行事への参加費・交通費

その他の費用 食費・弁当・部屋の提供などは、ホストファミリーの奉仕です。当地区ではクラブがホストファミリーへ謝礼を出すことを認めていません。

〔地区からの補助〕

当地区では地区内全会員が、このプログラムに参加・支援するという意味で、ホストクラブにクラブ活動補助金、受入学生 1 名・1 ヶ月当たり 10,000 円を支給します。

〔派遣学生と保護者の責任〕

当地区では派遣先への到着確認電話は特別に許可しますが、少なくとも最初の 3 ヶ月程度は保護者からの電話や SNS 等のメッセージのやりとりを禁止します。ホームシックを助長する可能性が極めて高いからです。また保護者が派遣先を訪問することは、交換期間終了 3 ヶ月前から 2 ヶ月の間と決めています。帰国間際に訪問し一緒に帰国するのは禁止です。派遣学生と受入側ホストファミリーとの関係を掻き乱さないための配慮です。

〔ホストファミリーの責任〕

ホストファミリーには、受入学生の親としての権利を委ね、我が子同様に扱うようお願いをします。ただし問題が起った場合、本人とホストファミリーだけで解決しようとせず、ホストクラブ・クラブカウンセラーへ相談する必要があります。

〔国際性とはルールを守ることから〕

青少年交換プログラムは、双方のロータリークラブ、地区委員会、学校および家庭の共同事業＝Co-operation です。このプログラムに関わる限り、派遣学生は、滞在している先のロータリーの管理下にあります。彼らが責任を負っていることとなります。このプログラムに関与することは、そのような国際関係の原則を知る良い機会です。これが国際理解の始まりです。

3. 地区委員会の支援活動

地区ガバナーは、RI 決議と地区規約に従って、地区青少年交換委員会を編成し、その活動の財政的保証をします。

地区青少年交換委員会は、ロータリー年度を越えて進行してゆくこのプログラムの特徴により、また多くのロータリアンに奉仕の機会を提供するため、継続と刷新を旨として、原則として3～5年任期の委員で編成されます。

地区青少年交換委員会は、クラブでの担当委員やカウンセラー、ホストファミリーなどの経験を持つ会員で編成され、委員長をはじめ、次のような担当を決めて活動しています。

- 委員長 : 委員会を代表し、方針と計画を立て、YESS システムと全体を統括する。
- 通信担当 : アメリカ・ヨーロッパおよび南半球の相手地区との交渉手続き及び、マンスリーレポートでの動向の掌握、交換学生のカウンセリング。
- 研修担当 : 選考会・研修会運営、カウンセラー 適応指導、・エクスカージョン等行事の運営、
- 総務担当 : 委員長を補佐、スケジュール作成、委員会運営、運営名全般
- 会計 : 委員会の会計責任者として委員会の資金管理

地区青少年交換委員会は、このプログラムへの参加クラブを支援する為、次の活動をしています。

〔計画立案と相手地区との交渉〕

- ① 相手地区委員長などと交信し、或いは相互訪問して長期交換計画を約束します。
- ② 年度の方針を立て、年間の交換数・予算を決め、相手地区と Agreement=同意書を交わします。

〔候補者選考と交換手続き〕

- ① 計画に従って、募集要綱を作り、申込者の面接・選考をし、派遣予定者を選びます。
- ② 派遣先を決め、派遣候補者の Application をチェックして相手地区へ送ります。
- ③ 相手地区から Guarantee を受け取り、渡航手続きを援助します。
- ④ 受入学生のホストクラブを決めクラブへ Application 等の書類を送ります。
- ⑤ ホストクラブから Guarantee と身元保証書等を受け取って完成し、到着空港を指示して相手地区へ送ります。
- ⑥ 受入学生に注意事項等を送り、フライト便をキャッチしホストクラブへの通知と照合します。
- ⑦ 関西国際空港・伊丹空港で受入学生の到着・派遣学生の出発に立ち会います。

〔学生・保護者・クラブ担当者への研修〕

- ① 派遣学生、保護者、クラブ担当者に、6回の研修を行います。
- ② 受入学生、ホストファミリー、ホストクラブに研修を行います。
- ③ 受入学生を主に、2～3回のエクスカージョンの他、地区大会への参加を世話します。
- ④ 派遣・受入学生の問題処理を、相手地区と連絡し、援助します。
- ⑤ 帰国学生を青少年交換学友会 (ROTEX) に組織し、帰国後の奉仕を援助します。

〔クラブへの活動補助金と情報サービス〕

- ① 地区から各クラブへ、クラブ活動補助金を6ヶ月毎にまとめて送ります。
- ② 帰国学生の「帰国報告文」を作成し、ガバナーへ報告するとともに、各クラブへ知らせます。
- ③ 青少年奉仕月間などクラブの求めに応じてスピーチに行き、情報を広めます。

その他委員長は全国委員長会議・RI オフィサー会議に参加し、全日本と世界各国の青少年交換担当者との連携を図ります。

地区委員会は緊急事態や問題の処理を支援します。

派遣学生マニュアル

目 次

I.	派遣学生に必要なロータリー知識 -----	②-1
II.	ロータリー青少年交換プログラムとは -----	②-4
III.	出発までの準備 -----	②-5
IV.	ルールと注意事項 -----	②-8
V.	ロータリー交換学生としての心構え -----	②-11
VI.	保護者へのお願い -----	②-19

2023. 10. 20 改訂

I. 派遣学生に必要なロータリー知識

〔ロータリーの目的〕

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにあります。具体的には、次の事項を奨励することです。

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業及び社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること

〔ロータリーの誕生〕

1905年2月23日、アメリカ・シカゴ市で、青年弁護士 ポール P. ハリスが、3人の友人と第1回の会合を開いたのが、ロータリークラブの始まりです。

ロータリーとは、会員が持ち回りで順番に集会を各自の事務所で開催することから名付けられました。

〔日本のロータリー〕

1920年（大正9年）10月20日、当時三井銀行の重役であった米山梅吉氏が、初めて東京に『東京ロータリークラブ』を創立し、翌大正10年4月1日、世界で855番目のクラブとして国際ロータリーに加盟が承認されました。

今や国際ロータリーにおける日本の地位は不動のものになりました。現在、国内では、2,206クラブ、会員数 83,600人に達しています。（2023年7月末現在）

〔ロータリークラブ ROTARY CLUB〕

あなたの町や地域に住んでいる人、仕事をしている人達が会員となり、市町村単位、行政区単位毎にロータリークラブが結成され、地域社会に密着した奉仕活動を行っています。ロータリー活動の基本は、このクラブ組織にあります。

通常、ロータリークラブの名称には存在場所が分かるようにその地域名や市町村名が入っています。

現在、世界には 200以上の国と地域に36,926のロータリークラブがあり、会員総数は1,172,284人に達しています。（2023年8月14日RI公式発表）

〔国際ロータリー ROTARY INTERNATIONAL〕

ロータリークラブをメンバーとして、国際ロータリー（R I）が組織・運営されています。

国際ロータリーの最近の主な事業としては、ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団からチャレンジ補助金3億5,500万ドルが授与されたことを受け、世界中のロータリークラブはこれに2億ドルを上乗せしてポリオ撲滅に寄付するための募金活動を行っています。

国際ロータリー世界本部は、アメリカ合衆国シカゴ市郊外のエバンストンにあります。

〔地区 DISTRICT〕

ロータリーでは、地域的に世界を535の地区に分けています。日本には現在34の地区があります。それぞれの地区には『地区番号』が付いており、我々の地区は第2650地区（京都・滋賀・奈良・福井）で、正式名称は『国際ロータリー第2650地区（RID2650）』と呼びます。2022年10月現在、当地区内には95のロータリークラブがあります。

〔地区青少年交換委員会 DISTRICT YOUTH EXCHANGE COMMITTEE〕

それぞれの地区に設けられた青少年交換プログラムを企画、運営するための委員会です。世界中の

地区委員会同士で連絡を取り合い、あなたを交換するための必要な手続きを行います。また、研修やオリエンテーションなども企画、運営を行います。

〔ロータリアン ROTARIAN〕

ロータリークラブの会員のことをこう呼びます。

〔地区大会 DISTRICT CONFERENCE〕

その地区のロータリアンが集まるロータリーの祭典で、年に一回開催されます。

開催地は、通常、その年のガバナーの出身市町村です。

あなたは出発前と帰国後に日本で、あるいは派遣先で必ずこの地区大会に参加することになります。

〔ガバナー DISTRICT GOVERNOR〕

正式には地区ガバナーといいます。その地区での最高責任者です。

任期はその年の7月1日から翌年6月30日までの一年間です。

〔ガバナーエレクト GOVERNOR ELECT〕

翌年度にガバナーになる予定者のことです。

〔パストガバナー PAST DISTRICT GOVERNOR〕

ガバナー経験者のことを言います。

〔スポンサーロータリークラブ SPONSOR ROTARY CLUB〕

あなたを推薦する日本のロータリークラブのことです。

派遣中は、地区番号と同様に『あなたのスポンサークラブはどこですか？』と、よく聞かれます。自分のクラブがどこなのか、覚えて行く必要があります。

このスポンサーロータリークラブの推薦がなければ、あなたは交換学生になれません。

〔ホストロータリークラブ HOST ROTARY CLUB〕

あなたを受入、世話をしてくれる派遣先のロータリークラブのことです。

受入先のホストクラブが決まるのは、早くて出発の3～4ヶ月前です。

〔クラブカウンセラー・カウンセラー CLUB COUNSELOR〕

あなたの派遣に関して、色々とアドバイスしてくれるロータリアンのことです。

派遣前はスポンサークラブのカウンセラーに、派遣中はホストクラブのカウンセラーに困ったことや悩みを相談して下さい。クラブカウンセラーは、問題の解決に努力してくれます。

〔イン・バウンド INBOUND〕

日本に（その国に）派遣されてくる受入学生のことを言います。

〔アウト・バウンド OUTBOUND〕

海外に（日本に）派遣される交換学生のことです。

あなたは日本では〔OUTBOUND〕ですが、派遣先では〔INBOUND〕となります。

〔青少年交換学友会（ROTEX・ローテックス）〕

青少年交換学友会は、ロータリー交換プログラムの経験者のことを言います。（ROTEXは〔ROTary youth EXchange student〕の略。青少年交換学友会と同じ）あなたはオリエンテーションその他で、ROTEXのアドバイスをたくさん受けることが出来ます。ROTEXがあなたにもたらず情報は、大変役に立つものばかりです。あなたも帰国後、ROTEXとして後輩の指導をすることになります。

〔受入保証書 ギャランティーフォーム GUARANTEE FORM〕

重要書類です。日本語に訳すと〔受入保証書〕となります。

あなたの受入先等が決まると、相手地区委員会からこの書類が送られてきます。この書類には、受入ホストクラブ名やホストファミリーの住所氏名が記載されています。又、あなたが到着しなければならない〔最終到着空港〕も記載してあります。

〔入国ビザ VISA〕

派遣するにあたり、あなたが受入られる国から入国許可を取得する必要があります。これがビザと呼ばれるものです。ビザがないと派遣できません。ビザは、日本にある大使館や領事館に必要な書類を揃えて申請します。

国によって申請に必要な書類が違いますが、次の書類はほとんどの国で必要ですので、準備する必要があります。

1. 受入ロータリークラブよりの受入保証書[GUARANTEE FORM]。
2. 保護者の同意書。

これ以外にも、国毎に申請書類や受入書類等が必要になります。

国によっては、ビザの発給に2～3ヶ月要する場合があります。

ビザの手続きは、ロータリーの指定する旅行代理店が代行しますので、受入先から必要書類が返送されたら、ロータリーの指示に従って速やかに申請手続きを開始して下さい。

〔DS-2019〕

重要書類の一つです。アメリカに派遣される学生が、ビザを取得するのに必要な書類です。この書類は、受入保証書[GUARANTEE FORM]と一緒に、受入先の地区青少年交換委員会から郵送されて来ます。受け取ったら、必要箇所に署名をして、他の必要書類と一緒にアメリカ領事館に提出し、ビザを申請します。

〔予防接種証明書 IMMUNIZATION RECORD〕

受入先の学校に入学する際、生まれたときからこれまでに受けた〔予防接種記録〕を提出しなければなりません。記録用紙は受入先のロータリークラブから、他の重要書類と一緒に郵送されて来ます。

この用紙に、あなたが生まれてから今日まで受けた予防接種の種類と、正確な年月日を書き込みます。母子手帳を参考に、洩れなく記入して下さい。

アメリカは州によって接種必要回数が違いますが、足りない分は出発前までに済ませます。この『予防注射記録』がないと、学校に入学できません。ロータリーの指示に従って必ず実施して下さい。

2005年4月より、ツベルクリン反応を受けずにBCGを接種するようになりました。予防接種の証明は、結核でない証明をもらうようにして下さい。

Ⅱ. ロータリー青少年交換プログラムとは

〔交換計画の仕組み〕

このプログラムは一般的な旅行ではなく、語学を修得するための留学でもありません。

人種、宗教、習慣、文化の違いに対し、偏見・差別感を持たない人間を育成することを目的にし、派遣された国の言語を学び、多くのロータリアン並びに市民との交流を持ち、その国の人情、風俗、文化、歴史、社会等について、見聞を広めると共に、日本について紹介し、人間の思いやりの精神を高めようと努力し、人間形成の為の精神を養成し、ロータリーの目的とする国際理解と国際親善を推進することです。若き親善大使の役割を果たします。

文化を越えた一つの小さな友情が、異文化への理解を深め、世界平和へとつながっていきます。

このロータリーの青少年交換プログラムでは留学と言う用語は使いません。あくまでも「交換」であり、留学生ではなく、「交換学生 (Exchange Student) 」です。交換=Exchangeですから、派遣=Outboundと受入=Inboundがあります。

原則として、交換年度内に派遣したスポンサークラブは、同数の交換学生を受け入れなければなりません。ただし、相手地区の都合によって、翌年に受け入れるなど、変則が起こることがあります。

このプログラムは国際ロータリーを構成するそれぞれのロータリークラブの独立した自治制度のもとに運営されており、現在世界中で長期（一年間）、短期（数週間から数ヶ月）合わせて約8,000人が交換されています。当地区では長期（一年間）のプログラムのみです。長期の場合は、観光ビザではなく、就学ビザが必要になります。

ロータリーの活動は全てそうですが、主体はロータリークラブです。責任はクラブにあります。地区委員会はガバナーの指導の下に、クラブの活動を支援するのが任務であります。例えば、選考会から、派遣学生の為の研修会、受入学生を受け入れるまでの事務手続きなどです。

次に交換の時期は、原則として相手国の学校制度に合わせて、北半球（アメリカ、ヨーロッパ、ブラジルなど）は8月末に来日・出発、南半球（オーストラリア等）は1月来日です。但し、オーストラリアの出発は8月末になります。

Ⅲ. 出発までの準備

〔研修会〕

出発までに6回の研修会を開催します。

これらの研修会は、あなたの交換生活を成功に導くために開催されるものです。必ず出席して下さい。欠席者は派遣を取り消します。

研修会では、派遣に必要な手続きはもちろん、精神的なノウハウ、ホームステイ先での過ごし方、学校生活などについて、経験豊かなロータリアンや、先輩 ROTEXがアドバイスしてくれます。特に一泊二日で実施されるオリエンテーションは、ROTEXも参加し貴重な体験となります。

〔派遣先の決定〕

面接選考の時、あなたに派遣希望国を聞きましたが、地区委員会では希望国に派遣できるように努力しますが、相手国の事情やあなたの性格等を判断して、最も適した派遣先を決めます。時には、あなたの希望国とは全然違う国に派遣されることになるかもしれません。

受け入れする都市・ロータリークラブは、相手の地区青少年交換委員会が決定します。

〔交換の最終決定〕

選考試験をパスしても、これで派遣が決定したわけではありません。あなたがロータリーに提出した英文の申請書類 [APPLICATION FORM]一式を、ロータリー地区委員会が決めた派遣先の青少年交換委員会に送ります。相手地区委員会ではその書類を十分審査した上で、何も問題がなければあなたのホストロータリークラブを探します。

無事、あなたを受け入れてくれるホストロータリークラブが見つかり、受入保証書 [GUARANTEE FORM] が送り返されてきます。その時、初めてあなたの派遣が正式に決定することになるのです。

〔受入先の学校〕

受入保証書の中に、通常、受入学校の名前が書いてあります。

一部の地区では、あなたの到着後に語学力テストしてから入学する学校を決める所もあります。その場合は、学校名の代わりにその地域の教育委員会の名称が書いてあります。

日本の学校によっては、出発前にあなたを受入れる学校の詳しい住所や、受ける予定の授業内容等を提出しなければならない場合もありますが、受ける科目については、現地に着いてから、受入先のロータリークラブのカウンセラーや、スクールカウンセラーと相談して決めることになります。日本の学校にはその旨を説明し、現地到着後、受ける授業が全て決まったら報告するようにして下さい。

また、習得する教科や単位認定に関しては、私たち地区委員会は関与しません。必要とする場合は、各自で派遣期間中に派遣学校に申し出て取得して下さい。

〔渡航手続き〕

パスポートは出来れば誰の助けも借りずに、自分一人で申請し取得して下さい。ロータリー交換学生としての最初の一步です。

査証（ビザ）の申請は、地区の指定した旅行会社が、あなたの手伝いをします。ビザ申請必要書類が全て整ったら、自分で旅行代理店へ出向くか、郵送にて申請して下さい。

〔ロータリージャケット〕

あなたは、ロータリーが指定した『ロータリージャケット（ブレザー）』を着用しなければなりません。派遣中はもちろん、出発前でも、ロータリーの例会や地区大会等の公式行事に出席することになります。これらの公式行事に出席する場合、このロータリージャケットを着用しなければなりません。ロータリーが指定した業者から、全員が同じ物を購入します。ロータリーの指示に従って下さい。購入費用はあなたの負担になります。

〔旅行保険〕

あなたは出発する前に、国際ロータリー（R I）が指定する金額に準拠した日本の交換学生保険と、ホストロータリーが指定する交換学生保険に加入しなければなりません。

日本の保険は、出発近くに開催される研修会で加入申込を案内します。

ホストロータリーが指定する保険は、国によっては、重要書類と一緒に申込書がメール等で送ってくる場合や、ウェブサイトで直接申し込む場合があります。メール等で送られて来た場合は、自分で申込書に必要事項を記入し、日本の銀行に出向いて保険加入金を派遣される国の通貨で小切手を発行してもらい、加入申込書と一緒に郵送します。この保険の加入は、日本のロータリーがあなたを派遣する条件となっていますし、ホストロータリーの地区が、あなたを受け入れてくれる条件にもなっています。最重要事項として出発前に必ず手続きを済ませて下さい。していない場合は出発できません。

尚、派遣地区によってはあなたが現地に着いてから、指定保険の加入手続きをする場合もあります。この時に問題になるのが、『日本で既に保険に加入してきたから、加入しなくてもいい』と断り、ホストロータリーを困らせる交換学生がいます。これは受入の条件に入っており、強制送還の対象となりますので注意して下さい。

保険は、あなたやあなたの家族のために加入するものです。過去の色々な事故・事件のケースから、ロータリーが判断し指定している保険です。

〔持っていく小遣い〕

ホストロータリークラブでは、あなたに毎月小遣いを支給してくれます。金額は国や地区によって異なりますが、日本円で10,000円前後です。

出発時に一年間の緊急用のお金、ホスト地区が主催する旅行（エクスカーション）費用（地域によってエクスカーション費用は異なります）などを持って行きます。それ以上は必要有りません。緊急用のお金は、派遣地区によってはホストロータリーに預ける場合があります。派遣される地区に従って下さい。余ったら日本に持ち帰り両親に返して下さい。

あなたは今回の派遣で、両親にかなりの出費をさせているわけですから、派遣中でもできるだけ節約し、無駄遣いをしないように心掛けて下さい。

又、交換学生の派手な金遣いは、ホストクラブやホストファミリーから嫌がられます。持っていくお金は、安全を考えクレジットカードかデビットカードなどで持って行くことを推奨しています。カードの使用と支払いについては保護者と話し合ってください。また、自動現金支払機（ATM）を使って、自分の銀行口座から直接現金を取り出すこともできます。銀行に連絡をし、滞在先でデビットカードが使えるか、また、滞在先の銀行で利用した場合にかかる手数料がいくらか調べておきましょう。

〔お土産〕

ホストファミリーにお土産を持って行くといいです。高額なものは必要有りません。心のこもった品物やあなたの住む地域のものを持っていくと喜ばれます。出発前に手紙で家族構成を聞いたら、家族それぞれに持っていくとよいでしょう。2番目、3番目のホストファミリーにも、同じようにお土産を持っていく必要があります。お土産については、ROTEXにアドバイスを受けてください。

〔スーツケース〕

新しいスーツケースを購入する必要があるなら、鍵はカギ式ではなく、ダイヤルロックでTACロック機能付き（アメリカ入国にはTAS機能付きか、施錠しないスーツケースしか認められていません）のものをお勧めします。過去にカギを紛失した例が沢山あります。

飛行機で運べる荷物には、行先、空港会社によって違うので必ず確かめて下さい。（例：ヨーロッパ・南アフリカ・ブラジル方面はスーツケース一個25kg程度、アメリカ・カナダ方面はスーツケース二個30kg程度など）規定は随時変更されます。気を付けて下さい。

どの方面でも、スーツケースとは別に機内持ち込み手荷物を一個持って行けますが、乗り継ぎや、空港での移動のことを考え、なるべく重くならないように注意します。スーツケースは、出発3～4日前に一度詰めてみて一人で持ち運びが出来るか確認して下さい。また、持ち込みできないものなど事前によく調べておいて下さい。

〔渡航ルートの決定〕

受入保証書[GUARANTEE FORM]には、あなたのホストファミリーやホストクラブのロータリアン達が出迎えてくれる〔最終到着空港〕が指定されてきます。

この空港に向けてあなたは出発することになりますが、渡航は往復とも最短コースで、安全を最優先に考慮し地区委員会が指定します。このルートや日程は勝手に変更することは出来ません。航空券は、ロータリーが指定した旅行業者が手配します。

〔ホストファミリーとの交信〕

早ければ、出発の3～4ヶ月前頃には最初のホストファミリーが分かります。氏名・住所・メールアドレスを手に入れたら、すぐメールを送りましょう。

手紙の内容は、先ずあなたのホストファミリーになってくれたお礼と、そして自己紹介も忘れずに書きます。ホストファミリーから先にメールが来ることもあります。

自分や自分の家族の写真を送ると喜ばれます。空港で見つけてもらえる手掛かりにもなります。

ホストファミリーとの意思の疎通は大変重要です。メールを始める事は、あなたが現地に着いたその日から、リラックスしてホームステイをするのに役立ちます。

但し、出発日・飛行機の便・到着空港については、地区委員会が相手地区と相談し決定します。ホストファミリーと勝手に決めてはいけません。地区によっては、ホストファミリーやホストクラブが出発間際まで分からない場合もありますが心配はいりません。

〔出発日〕

出発日とフライトスケジュールが決まったら、ホストファミリーやホストロータリークラブのカウンセラーに、次の事を明確にメールで知らせます。

①到着時間 ②利用する航空会社 ③フライトナンバー

そして、確実に最終到着空港まで出迎えてくれるようにお願いします。（地区委員会も相手地区を通じてお願いします。）

特に、深夜の到着便など、誰も迎えに来ていない等ということがないように、念を入れておきます。

また、ビザの取得状況やフライトスケジュールの変更等によって、出発日が変更になる場合もあります。その場合はロータリーの指示に従って行動します。

〔出発〕

できるだけ他の交換学生と同じ日に出発させますが、ホスト地区が到着日を指定してくる事があります。その場合は、指定日に到着できるように出発することになります。

ほとんどの交換学生は、関西空港からの出発となります。関西空港では、地区青少年交換委員会が立ち会います。保護者や家族、親戚、スポンサーロータリークラブのロータリアン、友達に見送られ出発して下さい。空港での別れは辛いかもしれませんが、大勢に見送られ元気に出発して下さい。

〔乗り継ぎ〕

ホスト地区が指定してくる最終到着空港に行くには、途中の大きな空港で乗換えをしなければならない場合もあります。途中の空港までは、同じ方向に派遣される交換学生と一緒にありますが、そこから先は全員が別々になります。乗り継ぎ空港では、ボーディングカードに記入された航空会社と便名を案内ボードで探し、時間を間違わず乗り継いで下さい。もし判らなくなったらJALのカウンターに行き、日本人スタッフを捜し尋ねて下さい。

IV. ルールと注意事項

〔ロータリーのルール〕

ロータリーでは、国際的に次の4つを禁止しています。

すべて『D』で始まることから、通称『ロータリーの4Dルール』といいます。

- 1 **DRIVEの禁止。** 自動車の運転や、自動車だけでなく、オートバイ・スノーモビル等、エンジンやモーターが付いているもの全ての運転を禁止しています。
- 2 **DRINKの禁止。** 交換学生は、どんな事情があるにせよ、一切のアルコール類を飲むことが禁止されています。また、喫煙も禁止しています。
- 3 **DRUGの禁止。** 一切の麻薬・大麻等の使用、所持を禁止しています。これに違反しますと、受入国で逮捕され監禁される恐れがあります。一部の地区では合法的な薬物もありまいが、交換学生は一切、手を出してはいけません。
- 4 **DATEの禁止。** 一切のデート、恋愛関係、セックスを禁止しています。

以上の4Dルールを破りますと、即、強制送還となります。

その他、受入国の法律を守らなければいけないことは、言うまでもありません。

〔日本の勉強の禁止〕

あなたは交換中、日本の大学受験勉強を含めて、日本の勉強は一切してはいけません。

あなたは派遣中日本にいる友達ともメール・LINEをするかもしれません。日本の友達から一生懸命受験勉強している様子や、大学や就職が決まったなどというメッセージが届くと『自分はここで、こんなことをして居ていいのだろうか?・・・』と疑問を持ち、悩みだし焦り始める交換学生がいます。

受験勉強や日本の勉強は、日本に帰国してからでも十分に合います。たった一年の交換ですが、学ぶものは日本での一年間に比べて、比較にならない程多く学べるはずです。派遣された国の語学を含めた勉強や、今しかできない体験、経験を精一杯して下さい。

〔報告書〕

あなたは、毎月一回、所定の用紙で、日本の地区委員会並びに、あなたを推薦してくれたスポンサーロータリークラブに、報告書を提出しなければなりません。用紙・データは出発前に渡されます。その他に、日本の高校にも月一回は手紙や絵葉書、メール等を送り、近況を知らせる様にします。

〔成績表〕

試験を受ける度に、あなたは成績表を受け取るでしょう。この成績表は、受け取ったら直ぐ日本の高校のあなたの担任教諭に送るようにしましょう。

〔帰国後の単位について〕

帰国後、日本の高校でも、海外で受講した科目が単位として認められるケースもありますが、私たちロータリー地区はいかなる保証も致しません。日本の学校で派遣国高校の出席証明・在籍証明・成績表などが必要な場合は、派遣期間中に自己責任で取得して下さい。

〔国際電話〕

あなたが派遣中に使用する国際電話を含む通信料は、全て自己負担となります。ネットを使って通話が主流になっていますが、外国ではWi-Fiの使用に時間制限がある場合があります。ホストファミリーと十分に話し合ってください。

日本への電話は、到着時に無事着いたことを知らせる電話や余程の緊急な時以外、連絡しないで下さい。少なくとも3カ月は家族や日本の友達への連絡を禁じています。派遣当初の3ヶ月は、言葉や文化の違いからホームシックにかかりやすい状態にあるためです。家族、友人の声はホームシックの原因となります。

〔ロータリーの旅行〕

派遣先の地区によっては、アメリカ一周旅行やカナダ横断旅行、西海岸縦断旅行、アマゾン旅行、ヨーロッパ一周旅行等を実施している所もあります。いずれも有料です。費用は約20～30万円程度から、それ以上かかる地区もあります。参加希望の方は、到着後直ぐホストクラブカウンセラーに相談して申し込んで下さい。出発前に申し込みをする所も有りますので、受入先からの書類をよく読んで下さい。地区によってはこの種の旅行がない地区もあります。

〔緊急時〕

緊急の場合、例えば派遣先で怪我や重大な病気をしたとか、或いは留守家庭に何か有った場合等、全てロータリー地区委員会を通じて相手地区と連絡を取り合います。もし緊急なことが起きましたら、夜中でも構いませんので直ちにロータリーに連絡して下さい。

〔帰りの航空券〕

このロータリーの青少年交換プログラムでは、帰りの航空券を持って行く事が、交換の条件になっています。これは、緊急時の帰国の際や、あなたがルールを破った場合の強制送還に、いつでも対処できるようにするためです。

出発時に復路の航空券を持って行きますので、帰国する時まで決して紛失しないようにしっかり管理して下さい。紛失した場合には、新たに購入しなければなりません。

〔帰国の方法〕

ロータリーが予め設定した最短ルートで帰国します。途中の寄り道は一切許可しません。帰国の日程は、ホストロータリークラブのカウンセラーと相談し、ロータリーの旅行や行事などのスケジュールの確認をし、あなた自身で決めて下さい。

帰国日を決めたら、自分自身で現地の航空会社に予約を入れます。あなたの帰国する頃には、ちょうど夏休みの時期と重なり、とても混雑します。遅くても2月から3月末までに予約・変更を完了して下さい。帰国日程が決まったら、報告書にて日本の地区ロータリーに報告して下さい。又、保護者にも知らせて下さい。

地区委員会では、帰国時の関空への出迎えはしません。スポンサーロータリークラブとご家族でお願いします。

〔帰国後〕

帰国後、あなたは『帰国報告書』をロータリーに提出して下さい。又、帰国後に開催される『帰国報告会』・『地区大会』に出席する義務があります。

更に、青少年交換学友会（ROTEX）として、次期以降の交換学生の指導に当たります。選考会や研修会に積極的に参加し、手伝って下さい。

〔派遣の取消〕（出発前）

次の場合には、出発前に派遣を取消します。

1. 研修会・歓送会への不参加の場合。
2. 研修会等の受講態度が派遣学生として不適格と判断した場合。
3. 社会生活・学校生活において、補導・逮捕等の事件を起こしたり、在学から停学や退学の処分を受けた場合。
4. その他交換学生として不的確と判断した場合。

取消し決定は、地区委員会とスポンサークラブとで慎重に協議したうえ判断します。

〔派遣の中止・強制送還〕（出発後）

次の場合には、たとえ交換途中であっても、派遣を中止し強制送還される事になります。

1. 『ロータリーの4Dルール』や、万引き等の法律を破った場合。
 2. ロータリーの指示に従わない場合。
 3. ホストファミリーや皆に、わがままで迷惑を掛ける状態が続いた場合。
 4. 登校拒否・ノイローゼ・拒食症・重症のホームシックにかかった場合。
 5. 重大な病気や怪我をした場合。
 6. ロータリーの交換学生の目的を忘れ親善大使としての使命を果たしていない場合。
 7. 学校を退学させられた場合。
 8. その他、ロータリーが交換学生として不的確と見た場合。
 9. 申請書（Application Form）に書かれてある事項（交換プログラムの規則と条件）に該当する場合。
- 何れの場合も、相手地区委員会、スポンサークラブ、保護者、学校関係者等と綿密に連絡を取り合い、対策を協議します。

又、強制送還等の緊急帰国に必要な国際電話や送迎費用等の経費は、全て保護者負担となります。

V. ロータリー交換学生としての心構え

〔ロータリー青少年交換プログラムの目的〕

多くの学生が語学力の向上を目的として、この交換プログラムに応募してきた事と思います。

確かに、一年間の派遣で、語学力は飛躍的に向上するでしょう。しかし、ロータリーが求めるこのプログラムの真の目的は、他にあります。ロータリーはあなたを派遣することで、あなたが何の偏見も持たない真の国際人として、世界の平和に貢献してくれることを期待しています。

人類はいつの時代にも、人種や宗教、習慣や文化の違いに偏見を持ち、偏見はやがて差別となり、紛争へと発展させています。今日現在でも、世界の各地で戦争という悲劇が起きています。同じ人間なのに、人種や宗教が違う、習慣や文化が違うからといって、殺し合いをして良い訳がありません。

もし、世界中の国々にあなたの友達が居たら、たとえ宗教や肌の色が違からといっても、異なる習慣や文化があることを理解し合っていたら、あなたはその国と戦争や紛争をしたいと考えないでしょう。派遣先で世界各地の大勢の友達を作り、友情を育て、それぞれの交換学生自身が外国との友好の架け橋になることを、世界中のロータリーが強く望んでいます。

〔ロータリー交換学生の使命〕

日本の文化や日本人をよく知らない海外の人達からすると、あなたという人を通じて、日本の文化や日本人というものを知ることになります。多くの人にその良さを紹介するというのが、あなたに求められるロータリー親善大使としての使命なのです。

◆オーストラリアに派遣された帰国学生は、「大切な友達は、他の国からの交換学生です。私が帰国する日、早朝にもかかわらず空港までサヨナラを言いに来てくれました。いつかは交換学生達に会いに行こうと思っています。」

◆他の先輩交換学生は、帰国報告で、「海外の人達は、トヨタ・ソニー等の日本メーカーやアニメの事を知っています。でも、いまだに忍者や侍が居ると思っていませんが、日本の文化や日本人の事は殆ど理解していません」と。

他にも、派遣先の町で、何かの集まりや近所の小学校を訪問した際に、オリガミを教えたらとても喜ばれたし、驚かれたとも報告しています。

ホームステイ先で日本の料理を作ったり、家族や自分の町の写真を見せたりしながら日本を紹介していくことも、大切なロータリー親善大使としての使命なのです。

〔出発までの心構え〕

あなたを選考するにあたり、ロータリーでは特に次の事に留意しました。

1. 交換学生としての目的意識がしっかりしていて、自分から交換を希望しているか。
2. 奉仕と感謝の気持ちを常に持っているか。
3. ロータリーの親善大使として、ふさわしい社交性を持っているか。
4. どの年代の人々とも打ち解けられる人柄であるか。
5. 家族を愛し、家族に対して感謝の気持ちを持っているか。
6. 自分の考えを明確に相手に伝える能力があるか。
7. 確かな判断力で、多くの良き友人を選ぶ能力を有するか。
8. 人種や国家に対し、偏見を持っていないか。
9. 国際問題に興味と関心を持ち、ある程度の知識を持っているか。

さて、あなたはこの内、いくつ合格したと思いますか。

これを読んで、あなたは『交換学生とは余り関係ないのでは』と考えたかもしれません。しかし、実は、どの項目もあなたの交換プログラムの成功のために、とても大切なことなのです。

〔交換学生としての目的意識がしっかりしていて、自分から交換を希望していること〕

もし、あなたの交換学生としての目的がロータリーの目的と違うので有れば、例えば大学受験や日本の高校での勉強が辛いから逃げ出すのが目的だったり、この交換があなた自身の意思ではなく、誰かの指示によつての派遣だったりするのなら、直ぐにロータリーに申し出て、この交換を取り消して下さい。出来るだけ早く申し出ないと、折角あなたとの交換で来日しようと考えている、交換相手地区の交換学生の夢を潰すことになります。

目的のない憧れだけの交換は、ただの遊びに終わります。もし、あなたが派遣を楽しいことだと夢を見ているだけなら、最初の頃の辛さに耐えられず、きっとあなたの派遣は失敗してしまうでしょう。

◆ベルギーに派遣された、ある交換学生は、到着最初からトラブルに見舞われました。

「自分の力を試すため、人に頼らないで頑張ること目的。トラブルで落ち込んだ自分が情けない、もう一度スタートラインに戻って頑張ろう。」と奮起したといひます。

『言葉』は理解を深めるための手段であり、あなたの意思を伝える道具ですが、語学力の向上はロータリーの目的ではありません。それでも、それは重要な手段であり、大切な道具です。言葉の障害を一日でも早く取り除くことは、あなたの交換を成功させるために必要です。

出発前から、出来るだけ会話を中心とした練習を積み重ねて下さい。特に、発音を重視した練習はとても大切です。派遣先によっては、あなたの住んでいる町では勉強できない国の言葉もあます。ROTEXに相談し、独学で勉強して下さい。

〔奉仕と感謝の気持ちを常に持っていること〕

あなたが特に忘れてならないことは、ロータリーのこの青少年交換プログラムは、全てがボランティア活動で行われているということです。このプログラムに関わる世界中のロータリアンとその家族、ホームステイ先も、誰もが、何の報酬も得ず、自分達の貴重な時間と労力をあなたのために、『奉仕』しているのです。

あなた一人を派遣させるために、信じられないでしょうが、何千人というロータリアンが関係しています。その一人一人の善意の気持ちによって、あなたの交換が存在していることを、決して忘れないで下さい。

私たちロータリアンは、『常に誰か他の人のために自分を役立てよう。何か人のために尽くそう』という『奉仕の気持ち』を持って日々活動しています。ロータリーの交換学生であるあなたにも、同じ気持ちを持って頂きたいのです。この『奉仕の気持ち』は、交換生活でとても役に立ち、あなたの派遣を成功させる大きな力となります。

「人に親切にして欲しかったら、自分から人に親切にしてあげなければならない」

「自分の間違いを人に許して欲しいのなら、人の間違いを許してあげるべき」

「寛容の気持ちを持って人に接するようになってから、全てがうまく行きました」

「何かをしてあげるとき、見返りを期待しては駄目だと思ひました」

これらの言葉は、全て帰ってきた交換学生の話です。

ボランティアであなたを受け入れているホストファミリー、学校、そして親身になって世話してくれているロータリアン、全ての人に対して『感謝の気持ち』を持ち続けて下さい。

〔ロータリーの親善大使として、ふさわしい社交性を持っていること〕

あなたの親善大使としての役割には、例えば日本の代表として色々な会合や会議に出席したり、日本文化等を紹介するスピーチを依頼されたりと、様々なものがあります。

時にはロータリーだけではなく、多くの団体からも要請されます。

◆スウェーデンに派遣された宮城県の上石順子さんは、最も貴重な体験をした一人です。なんと彼女は、日本の交換学生の代表として、ノーベル平和賞の授賞式に出席したのです。あなたは派遣中に、

日本ではあまりない『パーティー』や、『晩餐会』等にも招待される場合があります。日本の代表として恥ずかしくないマナーと、高校生らしい爽やかな社交性を身に付けておく必要があります。

【どの年代の人々とも打ち解けられる人柄であること】

ロータリーは『大人の世界』です。あなたは様々なロータリーの例会や会合に出席し、大勢のロータリアンと接することになります。

あなたのクラブカウンセラーやスクールカウンセラー、そして派遣中一番頼りになるホストペアレンツも『大人』です。あなたが派遣中に会える大人は、日本の大人のように、あなたを子供扱いにしません。殆どの人があなたを対等に扱い、あなたの意見をハッキリと求めてきます。あなたは、そういった年の離れた大人たちと、心を開いて接することが必要になります。あなたの両親に対する今までの『甘え』は、派遣先では全く通用しなくなることを忘れないで下さい。そして派遣前からその準備をして下さい。

あなたが派遣先で会える人は、大人ばかりではありません。

ホストファミリーが変わり場面が変われば、『主役』であるあなたの立場も変わります。例えば、ホストファミリーに小さな子供がいたら、あなたは兄であり姉として、兄弟の面倒を見ることをホストペアレンツは期待するでしょう。

また、別のホストペアレンツは、もう何年も前に子育てを終え、実の子供は独り立ちして、家を離れている場合もあります。あなたにとっては、おじいさんやおばあさんのように比較的年齢の高い人達かもしれません。そんな人達とも、うまくやっていかなければならないのです。

このようにあなたには、どの年代の誰とでも心から打ち解けられる人柄が必要になるのです。

【家族を愛し、家族に対して感謝の気持ちを持っていること】

派遣中に日本の家族のことを考えない交換学生はいません。誰でも家族と遠く離れて暮らしてみ、初めて家族のありがたさを実感します。

◆スウェーデンに派遣された交換学生とお母さんは、一年の派遣中に50数回の手紙で、互いの状況やそれぞれの家族に対する思いを交信しました。

◆カナダに派遣された交換学生は「まさか家族と文通するとは思ってもなかった。でも、手紙って普段思っても口に出せないことまで書けるんですよ。…日本では喧嘩ばかりしていたお兄さんが、とても優しい手紙を書いてくれて、涙が止まらなくて…」

高いお金をかけて、あなたを派遣させてくれる両親に、感謝していない人はいないでしょう。でも、その感謝の気持ちをどのくらい、あなたは両親に伝えることが出来ますか。「派遣させてくれてありがとう」と、心で思っていることを、あなたは素直に口に出して言えますか。

◆「アメリカから来た学生は、その日にホストファミリーが自分にしてくれた何かほんの小さなことでも思い出して、寝る前に必ず『今日は、何々をしてくれてありがとう』と言いました。彼の感謝の気持ちが伝わりとても嬉しかった」とそのホストファミリーは話していました。

派遣先では、あなたはあなたの本当の家族以上に、ホストファミリーに対して感謝しなければなりません。そして、常に感謝の気持ちを持つだけでなく、それを伝える技術を身に付けなければなりません。あなたの両親や家族のように、日本人は言葉に出さなくても、何を考えているかを感じ取ってくれますが、あなたを知らないホストファミリーは、あなたの口から発せられる『言葉』で全てを判断するしかありません。

「この子は、私たちと一緒に暮らしていて楽しいのだろうか、それとも不満なのだろうか。何を聞いても満足な答えが返ってこないし、感謝されているのかどうか判らない」

日本人のあなたをホストしたホストファミリーはあなたを家族の一員として迎えるため、精一杯努力しています。あなたがそれに対して『何の反応も』示さなければ、ホストファミリーにとって『快

適ではない』という答えと受け取るのです。あなたの持つ表現力を最大に使い、あなたの『感謝の心』を言葉や態度で伝える必要があります。

ホストファミリーとは、あなたの本当の家族と同じように、いつも一緒に過ごす事になります。当然、小さな感情のズレや、些細な事で傷つく事が有るかも知れません。そんな時『感謝の気持ち』を持っていれば、やり過ごす事が出来ます。家族を愛するという事は、家族を理解し、寛容の気持ちを持つ事が必要です。自分の本当の家族も愛せない様では、ホストファミリーを愛する事など出来ません。あなたを育てた両親の苦勞をもう一度考え、改めて感謝の気持ちを持ち、それを伝えて下さい。

【自分の考えを明確に相手に伝える能力があること】

『言葉は手段であり、道具である』と前に書いた通り、自分の意思を相手に伝えるのは、言葉しかありません。しかし自分の気持ちを理解してもらうことは、たとえ日本語でも難しいことです。まして、最初の頃の単語力の乏しい時にあなたの気持ちを相手に正確に伝えるのは、まさに至難の業です。

◆「アイスクリームを食べるか、と聞かれて遠慮して、『ノー』って言ったら、自分以外の全員が、目の前でおいしそうにアイスクリームを食べ始めた・・・本当は食べたかった私は、自分の分を用意してくれなかったホストマザーにショックを受けた。でも『ノー』と言ったのは自分。日本なら、絶対ノーといっても出てくるのに。次から『YES』の他に、何の種類をどのくらい欲しいかまで、ちゃんと答えることにした」帰国した交換学生の言葉です。

◆「恥ずかしくて自分の意見を言わなかったら、馬鹿だと思われた」「たとえ間違ってもいいから、自分の意見や考えは言葉で表現すべき」帰国した交換学生が口を揃えて言います。

『外国人は遠慮をしない』と思っている人が居ますが、それは違います。外国人は、国によって違いますが、自分の考えや、気持ちを伝えることはストレートに言葉で表現しますので、そう感じる日本人が多いのです。これは、単に国民性による『表現方法の違いと受け止め方の違い』によるものです。ただし、相手を傷つけるようなことは、言葉に出さないように『遠慮』しますし、相手を思いやる気持ちは世界中どこも同じです。

例えば、この『アイスクリーム』の場合ですが、日本の場合は確かに、ノーと断ってもその言葉の裏にある『遠慮』を読み取って、アイスクリームが出てくることに、お互いに何の不自然さを感じません。アメリカの場合、『言葉で表現された』相手の気持ちを無視して『アイスクリーム』を出せば、かえって失礼になります。

逆に北アイルランドでは、客が家に来たら『紅茶でも如何ですか？』と聞きます。客は『お構いなく』と答えます。それを三回繰り返し・・・やがて紅茶が出てきて、客は『ありがとう』と言いながら飲むそうです。派遣先の習慣と文化を注意深く観察して下さい。

【交換学生の3つのキーワード】

どこに派遣されても、交換学生にとって必要な言葉が3つあります。どんな小さな事でも、あなたに対して誰かが何かしてくれた時に、感謝の気持ちを表現する『THANK YOU』。何かを頼むときに必ず使う『PLEASE』。そして相手を傷つけないように思いやる言葉『EXCUSE ME』。この3つの言葉を日本語で、今のうちから使う訓練をしておいて下さい。

【確かな判断力で、多くの良き友人を選ぶ能力を有する事】

世界中どこの学校にも『あまり良くないグループ』は存在します。派遣先の町で生まれ育っていないあなたが『誰が良くて、誰が悪いか』を判断することは、難しいことだと思います。『良くないグループ』であることに気が付かず、ホストファミリーやスクールカウンセラーに注意されても近づいていき、とてもひどい目にあった交換学生も居ます。しかも、ホストファミリーやカウンセラーのアドバイスは大切ですが、彼らがいつも居るとは限りません。最終的にあなたの『確かな判断力』が必要となります。友達を作ることは大切ですが、相手をよく見極める判断力がより必要となります。

◆「最初の頃は友達も限られた人だけで、行動範囲も狭かったと思う」とある女子交換学生は振り返ります。「友達も学校生活を楽しむという人ではなく、勉強をしている人達だった。だから放課後も家に直行していた。何度か別のグループに誘われたけど、『DRUG & DRINK』の集まりで、途中から行かなくなった。それが原因で友達が出来ないのではないかと悩んだ日もあった。でも結果的には、男の子たちが皆で私をDRUGから守ってくれて、最後には本当にいい友達が大量出来た」と話します。

もし、彼女が判断を誤り、友達が欲しいがために、そのグループと一緒に麻薬や飲酒をしていたら、彼女自身の身にどんな危険が待ち受けていたか判りません。

日本と違って海外の国では、治安の悪い場所も沢山あります。あなたは、自分の強い意思と自分の正確な判断力で、あらゆるリスクから身を守らなければなりません。

【人種や国家に対し、偏見を持っていないこと】

日本は単一民族国家と言われます。日本に住んでいる人は、皆が同じ髪の色をして、同じ顔の形で、同じ肌の色をしています。ところが、あなたが派遣される国は違います。

◆カリフォルニアに派遣された交換学生は、「白人もいれば、黒人もいて、韓国系、中国系、日本人、ベトナム人、コロンビア人、メキシコ人など、実に沢山の人種が学校にいます。それぞれが、グループを作り、どのグループも排他的で仲間に入れてもらえませんが、同じアジア人がたくさんおり、日本からの交換学生だと思われません。かといって、日本人たちのグループに入ったのでは、何をしに派遣されたのかわからない」『人種問題』で大変苦労したと言います。

「交換学生にとって人種差別は大変厄介な問題です。白人に話しかけても無視され、黒人にはバカにされる。しかもアジア人同士国が違えば話もしない」彼女は、最初の頃『英語をマスターする以外解決方法はないのでは・・・』と、考えました。もちろん、それも解決方法の一つです。

では、どのように解決したのでしょうか。

「派遣されて5ヶ月経った頃から、友達が出来るようになりました。自分から人種に対する偏見を捨て、誰にでも積極的に話しかけるようにしました。最初は無視されていたけど、根気強く話しかけることにより、日本人から同じ人間と見てくれるようになりました。」

◆ロサンゼルス近郊に派遣された交換学生は、「他の日本人留学生は『中国人と間違われるのがとても嫌だ』と言っていました。でも、ここでは日本人も韓国人も中国人も皆同じに見えるのだから、仕方ありません。それに中国人に対してとても失礼ですよ」

◆日本で生まれ育った韓国籍の交換学生は、「日本では在日韓国人ということで、いじめられたことが沢山あります。同じ人間同士、なぜ仲良く出来ないのだろう」出発前のオリエンテーションで、同期の交換学生にこう訴えました。その彼女は派遣されたアメリカからの報告書で「学校には日本人は一人もいません。中国人、台湾人、韓国人がいます。お互い『アジア人』同士、アジア人だと判ると、嬉しくてすぐ親しくなります。日本で、日本人ということだけで威張っている人も、ここに来たら、きっとアジアの皆と仲良くなると思いました。」

◆スウェーデンに派遣された交換学生からの報告です。「私の友達で台湾から来た学生がいて、その家に泊まった時、久しぶりにヨーロッパから、アジアの生活に戻ったみたいで楽しかったです。日本と台湾は近く、お互いの国の事知らないけど、色々似ていることを見つけられて嬉しかったです。」

◆ベルギーからやって来た交換学生は韓国人でしたが、両親は白人です。生まれて間もなく、妹と共に養子になりました。世界各国ではこのような例はたくさんあります。

偏見は人種問題に限ったものではありません。

◆過去に、日本の首相が『アメリカの労働者階級は知識が低い』と発言し問題になったこともあります。当時アメリカに派遣されていた交換学生は、『同じ日本人として、とても恥ずかしくて、学校に行けなかった』と話しています。

交換中、あなたが想像している以上に、人種や国家間の問題が、あなたの回りに起こるかもしれません。あなた自身から、偏見を持たないようにしましょう。

〔国際問題に興味と関心を持ち、ある程度の知識を持っている事〕

派遣先では、あなたは日本や世界の出来事に対して意見を求められるでしょう。海外の高校生は、日本の高校生以上に国際問題や政治問題に関心があり、誰もが自分の意見を持っています。折角派遣ですから、今起こっている世界の問題に関心を持ち、世界の人達の考え方を知り、国際人としてのあなたの将来に役立てるようにして下さい。

また、日本が抱えている問題について、様々な質問をされるでしょう。今のうちから、毎日のニュースや新聞をよく読み、正しい知識を身につけましょう。しかし発言は、誤解が生じないように、十分に意思の疎通が出来るようになってからして下さい。

また、宗教や政治など、高度な判断と相当な語学力を要する分野では、発言は慎重にしなければなりません。自分が知らない事は『すみません。私は知らないのです』と答えることも自分の意思を伝える一つであるということを、忘れないで下さい。

〔強い精神力を養う〕

今まで、あなたはご両親や家族の中で、幸せ一杯の生活をしてきたことでしょう。恐らく、派遣先でも同じように、周囲の愛に守られ、幸せに暮らすことを夢見ているのではないですか？

◆アメリカに派遣された女子交換学生の体験談です。

「日本での夕食は、家族全員がそろい、今日一日の出来事を皆で話し合いながら、和やかに食事をするのが習慣でした。困ったときは、父や母に相談すれば全て解決しました。兄弟とも仲がよく、喧嘩なんか滅多にしませんでした。」

家族の愛情に恵まれ幸せな生活を送っていた彼女は、派遣生活でもホストファミリーとの楽しい語らいを夢見ながら、出発していったのです。ところが、自分が想像していた、交換生活はまるで違うことに、到着したその日に気がつきました。

「英会話をたくさん勉強したのに、言葉が通じません。夕食時は私を除いた会話が、私の頭の上を飛び交います。ホストファミリーが楽しそうに話をし、笑っているのに私は独りぼっちです。もちろん日本で家事の手伝いはしていましたが、いつも母と一緒にでした。ところがホストファミリーでは、私の係である食事の後片付けは、私一人でやらなければならない、誰も手伝ってくれません。」

「ホストファミリーはとても優しい人達なのですが、英語で話しかけられても理解出来ず、答えることも出来ない私は、やがて、話しかけられるのが怖くなりました。日本では、明るく積極的だったのに、どんどん落ち込みました」

「学校でも誰も話しかけてくれません。もう誰も相談相手はいませんでした。だから日本の母に相談しようと思い国際電話をかけました。受話器から聞こえる母の声はとても優しく、私はすぐにでも母に会いたいと思いました。日本に帰りたくて一晩中泣いていたこともあります。」

彼女は何日も悩んだ末、ロータリーでのオリエンテーションで話し合ったことを思い出して、「何事にも積極的になろう。人に話しかけられるのを待つのではなく、自分から話しかけよう。日本に電話するのは止めよう。自分で解決しよう。悩んでいるのは自分なのだから」そう心がけ、実践して、立ち直ることが出来たのです。

◆ヨーロッパに派遣された全ての交換学生が同じ体験しています。デンマークに派遣された女子交換学生は、「ホストファミリーとは、簡単な英語でコミュニケーションを取ることが出来ました。ところが夕食後の家族団欒の席で、ホストファミリーはデンマーク語で話をするのです。時々私の名前が出てきます。ホストファミリーが私のことを話しているは分かっても、その内容が分かりません。」

ホストファミリーの会話の中に入れず、寂しい思いをしましたが、それと同時に、負けず嫌いの彼

女は『それは、自分がデンマーク語を話せないからだ』と、自分に言い聞かせたのです。

彼女は学校やホームステイ先で回りにいる人を捕まえては、デンマーク語を教えてくれるように頼みました。彼女のこういった積極的な姿勢に、たくさんの人達が心を打たれ、時間を見つけては彼女にデンマーク語を教えました。そして、ついに 2～3ヶ月後には、デンマーク語で日常会話ができるようにまでなったといえます。

◆ブラジルに派遣された男子交換学生も、「日常会話は英語で充分通じていましたが、ある日ホストのお兄さんに言われました。『君は本当のブラジル人にはならないつもりか？本当のブラジル人は、ポルトガル語を話す。』そこから特訓が始まり、僕はブラジル人になりました」周囲の人達のお陰だと言います。

あなたがもし、派遣生活中に起こる問題を全部想定して、一つ一つの問題に対してどうやって解決したらいいかを考えているとしたら、それは不可能です。

このマニュアルに書いてあること以外にも、沢山のトラブルがあなたに起こり得ることも考えられます。あなたが交換学生として、出発前に心がけなければならない事は、『どんなトラブルにも対処できる強い精神力を養うこと』以外にありません。

では、強い精神力とは、どんな構造でしょうか。

- ・先ず、悩みや困難を誰にも頼らず自分自身で解決しようとする自立心が必要です。
- ・そのためには、確かな判断力と決断したことを確実に行動に移す実行力と積極性が伴わなければなりません。
- ・更に、事が自分の思うように進まない時のために、どんな事態をも受け入れることが出来る柔軟性と忍耐力も必要です。柔軟性には人を許す寛容の心も必要になります。

出発前から、強い精神力を育てるよう、心がけて下さい。

トラブルから逃げたり、パニックに陥っていても、何の解決にもなりません。『友達が出来ない。誰も話しかけてくれない』と悩んでいるのではなく、自分から話しかけて、自分から友達を作るように努力しなければ問題は解決しません。ホストファミリーとうまく行かない。と悩んでいる暇があったら、『なぜうまく行かないのか？ 解決するためにはどうやればいいのか』を考えることのほうが遙かに重要であり、解決への近道です。

どの交換学生も、そのように奮起して自分でトラブルを克服してきたのです。

〔基本は人間関係〕

ホストファミリーとのトラブルや、学校での友人関係のトラブルなど、すべての問題は、『人間関係の問題』である事が分かります。

日本にいても、人間関係のトラブルはたくさんありますし、派遣先で起きる問題も、あなたの日本での日常生活で起るトラブルと、何ら変わらないのです。

例えば、ホストファミリーでうまく行かない事は、日本で両親や兄弟と喧嘩するのと同じです。友人関係で悩むのは、日本でも派遣先でも変わりありません。派遣先での生活は、根本的には日本での生活と何ら変わることなく、人と人の付き合いの中で、すなわち人間関係の積み重ねによって、構築されていくものです。あなたがこれから経験する喜怒哀楽も、あるいは派遣生活のトラブルも、あなたとあなたを取り巻く人達の間にかかるものなのです。

しかし、日本でなら簡単に解決できる問題や、あるいは問題にもならないことが、派遣先では語学力の不足が生む誤解や、習慣の違い、考え方の違いにより一層複雑にし、問題を大きくしていきます。ましてや、克服できる精神力が備わっていないとしたら解決は更に遅れるでしょう。

何度も言いますが、今のうちから強い精神力を養うように努力して下さい。

ROTEXやロータリアンの話を良く聞いて、青少年交換とはいったいどんなものかを認識してください。

但し、ROTEXの体験談やこのマニュアルに書いてあることが、必ずしもあなたに起こるとは限りません。
もっと最悪の派遣生活を体験するかもしれませんし、もちろんその逆の場合もあります。
誰からも好かれる素直な人間に成れるよう、今から努力して下さい。

VI. 保護者へのお願い

〔自立心の向上〕

この交換学生のためのマニュアルをお読み頂いてお分かりの通り、交換生活はそんなに甘いものではありません。

日本では困ったときに家族の助けを容易に得ていた子供達は、全く一人で問題解決をして行かなければなりません。今日から皆様のお子様の自立心を向上させるよう、努力して下さい。

①自分のことは、全て自分でやらせる。

②自分で考え自分で判断させる。

③自分の行動に責任をとらせる。

自分の部屋の掃除も自分でやらせ、常に整理整頓されているようにさせます。

又、家事の手伝いを必ずさせて下さい。男の子でも炊事・皿洗い・掃除・洗濯・アイロン掛けが出来るようにしておきます。

日本料理も男女を問わずある程度教えて下さい。言葉ができなくとも、料理でコミュニケーションをとれることもあります。

朝も自分で起きるように、もし起きなければ遅刻するのは自分であって学校で先生に怒られるのも自分であることを認識させて下さい。

ご両親は、一緒に派遣できません！

学生の保護者による絶対的な支援は、交換前、交換中、交換後において極めて重要です。支援として手助けすることと、手を出さず見守ることをしっかり使い分けて下さい。派遣学生の保護者は、選考手続きや研修会に参加し、情報を習得して下さい。

〔パスポートの取得〕

お子さんの出発時まで、ご両親も一緒にパスポートを取得しておいて下さい。

これは、緊急事態が発生し、お子様を現地まで出迎えに行かなければならない場合に必要です。

〔留守家族の健康〕

留守家族の健康も重要なポイントになります。ご家族に重大な問題が起きると、早期帰国しなければならない可能性もあります。皆様のお子さんが一年間無事交換生活を送れるように、留守家族の皆様も健康に充分ご留意下さい。

〔ロータリーへの相談〕

ロータリーでは、本人の自立心向上のため、本人が直接話し、出発に必要な書類手続き等も全て自分で行うようにしています。もし質問がありましたら、どんな小さな事でも構いませんので、派遣中はもちろん、出発前・帰国後など何時でも連絡して下さい。皆様のお子さんの派遣が、有意義なものになるようにロータリーではあらゆる努力を惜しみません。

〔学生との連絡〕

3ヶ月は連絡をすることも、受けることも禁止です。厳守して下さい。

緊急・特別な用事がない限りできるだけ、メール・Skype・LINEもしないで下さい。家族・知人の声を聞くことで、かならずホームシックが悪化します。回復するには、自らが自分の殻を破って、今の環境に慣れ、ホームステイ先との信頼関係を築き、友達を作るしかありません。連絡をしないことがなによりもお子さんのためであることをご理解下さい。

〔財政的義務と保険〕

パスポートとビザにかかる費用を含め、すべての旅費そして保険加入料金（受入国により義務づけられているその他の要件も含めて）は保護者の負担となります。

〔保険について〕

保険に関しては、事故によるけがおよび疾病に対する、医療および歯科治療(虫歯治療は除外)、死亡の場合(遺体の本国送還を含む)、身体障害／四肢切断の場合(現金給付とも呼ばれます)、緊急医療移送、緊急訪問費用、24時間緊急援助サービス、法的賠償責任(学生のいかなる行為または青少年交換プログラムに関する不作為を補償する)に適用される旅行保険への加入を勧めます。学生が母国を出発する時点から帰国する時点までの期間に有効なものでなくてはなりません。

〔親の訪問〕

お子さんが派遣中、下記の条件のもと派遣先を訪問することができます。

訪問できる時期は、帰国3か月前からの2か月の間です。派遣学生の帰国間際に訪問して一緒に帰って来ることは禁止です。1年間、あなたのお子さんのために、ボランティアで世話をいただいているホストファミリーやロータリアンと派遣学生との関係を壊さないためです。

訪問するに当たっては、日本のロータリー地区委員会と、ホストロータリークラブの許可が必要です。

〔緊急連絡〕

留守宅での緊急連絡は、全てロータリーを通じて行います。24時間電話連絡を受けますので、緊急の場合は直ちにご連絡下さい。

青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために、安全な環境づくり、維持するために努力している。ロータリアン、ロータリアンの配偶者、その他のボランティアは、最善を尽くして、接する児童や青少年の安全を守り、肉体的、性的、精神的虐待から彼らを保護しなければならない。

国際ロータリー第2650地区青少年交換委員会

資 料

(青少年交換プログラム)

目 次

ロータリー章典 2022 年 10 月版 (抜粋)

第 2650 地区危機管理ハンドブック 2021 年 8 月版

YESS 運用マニュアル (学生用)

ロータリー章典

【青少年交換関連 抜粋】

2022年10月

(2022年6月までの理事会決定を含む)

2.120. 青少年の保護

2.120.1. 青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、そのパートナー、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くさなければならない（2019年10月理事会会合、決定58号）。

出典：2002年11月理事会会合、決定98号。2006年11月理事会会合、決定72号、2019年10月理事会会合、決定58号により改正

2.120.2. 虐待およびハラスメントの防止と報告手続き

「青少年と接する際の行動規範に関する声明」を守るため、すべてのクラブと地区は、事務総長が設定した虐待およびハラスメントの防止と報告の要件を確実に遵守しなければならない。

2022年10月

1. RI は、虐待およびハラスメントに対して、いかなる違反も法規適用する方針（ゼロ容認方針）を有する。
2. 事務総長による決定の通り、すべての地区ガバナーエレクトは、ガバナーとしての任期開始前に青少年保護に関する研修を完了しなければならない。
3. いかなる青少年プログラムに参加する地区も、地元の慣習に従って青少年保護の方針を立案し、実施してもよい。ロータリー青少年交換プログラムに参加する地区は、ロータリー章典第41.050節「ロータリー青少年交換」に記されている青少年保護の方針を立案し、実施しなければならない。
4. 青少年プログラムに参加している地区は、青少年保護役員を任命すべきである。青少年保護役員は、クラブおよび地区に虐待およびハラスメント防止に関する助言をし、青少年の安全に影響を及ぼすリスクや危機を管理できるような地区を支援し、カウンセリング、ソーシャルワーク、法律、警察、子どもの発達のいずれかの分野で専門的な経験を有すべきであり、ロータリアンでもロータリアンでなくてもよい。
5. 虐待やハラスメント（嫌がらせ）のすべての申し立ては、この事態の報告を受けてから72時間以内にRIに報告するものとする。72時間以内のRIへの事態報告を怠った場合、地区の青少年交換への参加資格が停止される場合がある。個人、クラブ、地区が、義務づけられた通りに報告を故意に怠ったという十分な証拠がある場合、事務総長は、関係者が引き続きロータリー青少年プログラムに参加する資格があるかどうか、および／または同プログラム

2022年10月

にどの程度参加する資格があるか、またはその人の会員身分終結をクラブに義務づける（ただしこれに限らない）などの追加の制裁措置が必要かどうかを判断することができる。

6. 虐待のいかなる申し立ても、いかなる違反も法規適用する RI の方針（ゼロ容認方針）に則り、即刻、適切な法執行機関（警察等）に報告されなければならない。法執行機関による事情聴取はすべて、ロータリーと提携関係のない司法当局によって実施されなければならない。
7. 捜査のため警察への報告に加え、虐待あるいはハラスメントの申し立てについて、クラブと地区は、今後同様の状況を予防する方法の決定も含め、第三者による徹底した調査を行われなければならない。
8. 性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての被疑者となったロータリーに關与するいかなる人も、問題が解決するまでは、青少年との接触を一切断たなければならない。
9. 青少年または青少年プログラムの参加者に対して性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそのような行為を行ったことが知られているいかなる個人についても、クラブは、その会員身分を終結しなければならない。性的虐待、セクシャルハラスメント、またはその他の道徳的に卑劣な行為を行ったことを認め、有罪判決を受け、またはそのような行為を行ったことが知られているロータリアンまたはロータリアン以外のボランティアは、ロータリーの枠組みで青少年と一緒に活動する

2022年10月

ことが禁止されなければならない。クラブは、性的虐待またはハラスメントを行ったと知られている人物に対し、会員身分を認めることはできない（クラブが、事実を知りながらそのような人物の会員身分を終結しなかったという情報が得られた場合、RI 理事会は方針の遵守を怠ったことを理由に、クラブを終結する）。

10. 性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての調査で結論が導き出されなかった場合、青少年の参加者の安全および被告発者の保護のため、当人が将来関わる青少年を守るべく、さらなる保護措置が講じられなければならない。性的虐待あるいはハラスメントの申し立てが引き続き寄せられた場合、その人物は、ロータリーの枠組みでの青少年活動への関与を、永久的に禁じられるものとする。刑事上の罪あるいは民事上の罪にかかわらず、当該成人の存在は当組織の評判を損なうものとなり、青少年にとって有害となる可能性がある。罪を問われ、後に嫌疑が晴れた当人は、青少年プログラムへの参加への復帰を申請することができる。復帰は権利ではなく、いかなる人物も元の活動に復帰できるという保証はない。
11. 地区は、青少年との接触を禁止されているすべての人物を追跡し、毎年そのような禁止措置が地区全体で一貫して実施されていることを確認しなければならない。
12. 青少年活動への関与を禁止された人物は、地区インタラクティブ委員長、インタラクティブクラブの顧問、地区RYLA委員長、地区青少年交換委員長、地区青少年保護役員、またはその他の青少年と接触する可能性のある地区または

2022年10月

クラブの役職を務めることはできない（2020年1月理事会会合、決定85号）。

出典：2004年11月理事会会合、決定108号、2016年9月理事会会合、決定57号。2006年11月理事会会合、決定72号、2019年10月理事会会合、決定58号、2020年1月理事会会合、決定85号により改正

2.120.3. 青少年の旅行および宿泊

ロータリークラブと地区は青少年を育成する活動を実施するよう奨励されていることを踏まえ、クラブと地区のプログラムあるいは活動で、未成年者が地元地域の外に旅行するもの、または宿泊を伴うものについては、青少年保護方針と書面による手続きを作成、維持し、これを遵守しなければならない。受入地区によって、または受入地区に代わって運営される旅行およびツアーを除き、青少年交換の旅行は、ロータリー章典第41.050.節「青少年交換」に概説されている方針に準拠する。

ガバナーは、地区内のすべてのプログラムおよび活動で、未成年者が地元地域の外に旅行するもの、または宿泊を伴うものの監督と管理に対し責任を持つ。

クラブと地区は以下を行う。

1. 地元地域の外に旅行する、または宿泊を含む旅行をする青少年参加者全員の両親または保護者から事前に書面で許可を得るものとする。
2. 両親または保護者に、プログラムの詳細、行事の場所、旅行日程、宿泊先、プログラム運営者の連絡先を出発前に提供するものとする。
3. 自宅から150マイル（241キロ）以上離れた場所、あるいは母国外に旅行する場合は、旅行する未成年者の両親または保護者が旅行保険を提供するよう

2022年10月

義務づけるべきである。その補償内容には、医療（母国を離れる旅行の場合）、緊急医療移送、遺体の本国送還、法的責任を含め、補償額は、活動または行事を主催するクラブまたは地区にとって満足のいくものでなければならない。また、補償期間は、未成年者が自宅を出発し、自宅に帰るまでとする。（2019年10月理事会会合、決定58号）。

出典：2009年1月理事会会合、決定155号、2010年6月理事会会合、決定210号。2013年6月理事会会合、決定196号、2016年9月理事会会合、決定57号、2019年10月理事会会合、決定58号により改正

2.120.4. クラブと地区の要件

クラブと地区の方針および手続きには以下を含めるべきである。

1. ボランティアの申請と審査の手続き
2. ボランティアの任務内容と責務の概要
3. 未成年者数に対する成人数の割合に関する監督基準
4. 以下を含む危機管理計画
 - a. 医療とそのほかの緊急事態への対応と成人の支援の提供
 - b. 両親および法的保護者との連絡の手続き
5. RIの方針に準じて、申し立てあるいは事態を報告し、これに十分に対応するための書面による指針（2019年10月理事会会合、決定58号）。

出典：2009年1月理事会会合、決定155号

引照

41.050. ロータリー青少年交換

2022年10月

41.050. ロータリー青少年交換

ロータリー青少年交換は、1974年に理事会で採択された国際ロータリーのプログラムである。

ロータリー青少年交換プログラムは、海外の人々と交流し、外国での生活を通じて異文化を体験する機会を青少年に提供する。異文化出身の学生との交流を通じて、受入クラブ、ホストファミリー、そして地域社会が豊かになる。このプログラムは、青少年の国際理解と親善の精神を育み、平和の構築と維持に不可欠な異文化理解能力の養成に役立つものである。

こうした方針は、クラブと地区が青少年交換活動を責任をもって効果的に実施できるよう援助し、特に記載がない限り、長期および短期の交換に関係する。

クラブまたは地区は、これらの方針と相反しないこのほかの規定も採用できる。地区

2022年10月

は、これらの方針に特記された一部の責務を、ある役職から別の役職へ割り当て変更することができる（2019年10月理事会会合、決定58号）。

出典：1997年3月理事会会合、決定275号。2002年11月理事会会合、決定99号、2009年1月理事会会合、決定152号、2012年10月理事会会合、決定96号、2017年1月理事会会合、決定87号、2019年10月理事会会合、決定58号により改正

41.050.1. 地区ガバナーの権限

各ガバナーは、地区内の青少年交換プログラムの監督と管理に対し責任を負う。地区の青少年交換役員または委員会は、ガバナーの監督下に置かれ、ガバナーに報告を行うべきである。

ガバナーは、ロータリー章典 第 2.120.項に概説された青少年保護に関する研修を完了することが義務付けられており、指名された時点から就任するまでの期間に、地区内の青少年交換プログラムおよびプログラム管理者の資格とスキルに関し、できる限り学ぶよう奨励されている（2019年10月理事会会合、決定58号）。

出典：1977年10～11月理事会会合、決定159号。1979年5月理事会会合、決定355号、1997年3月理事会会合、決定275号。2017年1月理事会会合、決定87号、2019年10月理事会会合、決定58号により改正

41.050.2. 地区認定プログラム

事務総長は、地区認定プログラムを管理するものとする。認定を受けるためには、地区の全青少年交換プログラムは、RIの青少年保護方針、および事務総長によって定められたその他の要件を遵守するものとする。青少年交換プログラムに参加するには、受入地区と派遣地区の両方が、事務総長から認定を受けなければならない。

認定手続きは、全地区の青少年交換プログラムが、RI 長期および短期の交換プログラム（ツアーや合宿／キャンプを含む）において、認定要件を満たしている

2022年10月

という証拠を国際ロータリーに提出することを義務づけている。ロータリアン個人、クラブ、または地区がこれらの要件に従ったプログラムの運営を怠った場合、地区の青少年交換の参加認定が終結される場合がある。

RI の方針や認定要件が地元の法律に反する場合、事務総長は、RI の方針の意図に適う代替方針と代替手続きを導入した地区に対し、免除を許可することができる。地元の事情によって要件を法的に満たすことができない場合、地区は、遵守を不可能とする特定の状況が存在することの証拠と、方針または要件の意図を満たす代替手続きを説明した文書を、事務総長に提出しなければならない。事務総長は、地区が設定した代替案が RI の方針の意図に適うかどうかを、評価、判断し、必要とあらば理事会にこれを付託することができる。

認定に関するその他の方針には以下が含まれる。

A. 学生の派遣のみを行う地区の認定

青少年交換学生を受け入れず、学生の派遣のみを希望する地区は、派遣のみの認定を申請することができる。

B. 複数の国が含まれる地区の認定

複数の国が含まれる地区で、一部の国のみが青少年交換プログラムへの参加を希望する地区に対し、事務総長は、認定要件を満たす参加国にのみ認定を認める（2019年10月理事会会合、決定58号）。

出典：2004年11月理事会会合、決定108号。2006年11月理事会会合、決定72号、2007年2月理事会会合、決定163号、2007年6月理事会会合、決定274号、2007年11月理事会会合、決定32号、2009年1月理事会会合、決定152号、2012年10月理事会会合、決定96号、2017年1月理事会会合、決定87号、2019年10月理事会会合、決定58号により改正

41.050.3. 法的組織

地区は、地区青少年交換プログラムを含む法人組織または同様の正式な法的組織を設立しなければならない。この要件は、地区青少年交換プログラム、青少年交

2022年10月

換を含む複数のプログラムのグループ、またはロータリー章典第 17.020.節に従い地区全体を法人化することによって満たすことができる。

地区はまた、多地区合同プログラムの範囲内で実施される地区活動のために法人化された多地区合同青少年交換プログラムに加入することによって、この要件を満たすこともできる（2009年1月理事会会合、決定152号）。

出典：2007年2月理事会会合、決定163号

41.050.4. 損害賠償保険

地区は、地区青少年交換プログラムのために、その地域にふさわしい補償額と限度額を備えた賠償責任保険に加入しなければならない。クラブと地区は、青少年交換活動を実施する前に、法的責任に関する問題について法律顧問に相談するよう強く奨励されている。

地区全体が米国内にある地区の青少年交換プログラムは、米国のロータリークラブ用および地区用の損害賠償保険プログラムに参加することでこの要件を満たすこととなる。

事務総長は、そのような保険が存在しないと実証された地区に対して、損害賠償保険の要件に例外を認める権限を有する（2017年1月理事会会合、決定87号）。

出典：2007年2月理事会会合、決定163号、2008年6月理事会会合、決定253号。2009年1月理事会会合、決定152号、2017年1月理事会会合、決定87号により改正

41.050.5. 青少年の国外旅行

いかなるロータリアン個人、クラブ、地区も、未成年を海外へ派遣するために、RIの青少年保護方針、前述の青少年交換方針、国または政府の移民方針、旅行

2022年10月

方針を回避するような代替的なプログラムを始めてはならないものとする。

いかなるロータリアン個人、クラブ、地区も、提案された旅行の全側面について事前に慎重な計画（地区青少年保護役員と地区青少年交換委員長による承認を含む）を立てることなく青少年を海外派遣活動のために送り出すことを援助したり、協力してはならないものとする。青少年保護役員のいない地区では、地区ガバナーと地区青少年交換委員長が手配を承認しなければならない。

いかなる地区も、受入地区による受入や援助に関して事前に完全な相互の合意を得ることなく、身分証明書や紹介状、援助要請状、その他青少年の身分を明かしたり、紹介するような書類を、他国の地区に提供すべきではない。

ロータリークラブまたは地区から派遣されたことを示す書類やそういった主張があっても、受入地区が事前にそのような受入や援助を提供することに明確に同意していない場合、地区は他国からの青少年に対して受入や援助を提供する義務はない（2019年10月理事会会合、決定58号）。

出典：1979年5月理事会会合、決定355号。2009年1月理事会会合、決定152号、2009年6月理事会会合、決定242号、2019年10月理事会会合、決定58号により改正

41.050.6. 地区青少年交換の財務

地区青少年交換活動の資金は他の地区資金と区別して保持するものとし、地区青少年交換委員長および地区財務委員会の委員もしくはその代理人を署名人とするものとする。地区青少年交換委員会は、予算を作成し、ガバナーおよび地区財務委員会に提出して承認を受け、地区の年次財務表および財務報告書に記載するものとする。地区青少年交換委員会および地区財務長は、半年に一度、青少年交換に関する財務報告書を作成し、地区ガバナーに提出するものとする（2021年1月理事会会合、決定91号）。

2022年10月

出典：1992年6月理事会会合、決定328号、補遺資料G。2003年5月理事会会合、決定325号、2009年11月理事会会合、決定56号、2014年10月理事会会合、決定38号、2015年1月理事会会合、決定118号、2017年1月理事会会合、決定87号、2021年1月理事会会合、決定91号により改正

41.050.7. 国際ロータリーへの報告

事故、死亡、早期帰国、犯罪、虐待やハラスメント（嫌がらせ）の申し立てなど（ただしこれに限るものではない）、すべての事態は、この事態の報告を受けてから72時間以内に、RIに報告するものとする。72時間以内のRIへの事態報告を怠った場合、地区の青少年交換への参加資格の停止、または遵守不履行について事務総長により決定されたその他の措置が実施される場合がある。RI理事会は、個人、クラブ、地区が、適時の報告を故意に行わなかったことを知った場合、クラブを終結させる場合がある。

地区は、事務総長が定める認定要件に従って、学生のデータをRIに提出するものとする（2019年10月理事会会合、決定58号）。

出典：1997年3月理事会会合、決定275号。2007年2月理事会会合、決定163号、2017年1月理事会会合、決定87号、2019年10月理事会会合、決定58号により改正

41.050.8. 交換の種類

青少年交換プログラムには二つの異なる種類のプログラムがある：

A. 長期交換プログラム

長期交換は1学年度とするが、学年度の直前あるいは直後の休暇期間の一部またはすべてを含めて延長することができる。学生は、受入国で学校に通学することが義務付けられる。寄宿を義務づける学校、または学校により主な下宿が提供される学校への通学が禁じられること。

学生は2家族以上の家庭でホームステイをするべきであり、連続して三つの家庭に滞在することが望ましい。複数のホストファミリーの手配を妨げるような事情

2022年10月

がある場合、事前に派遣地区と受入地区の両方が同意し、学生の親または法的保護者に通知しなければならない。少なくとも1家庭を、予備のホストファミリーとして手配しなければならない。

派遣学生の両親は、受入学生のホストファミリーとなる義務はないものとする。ただし、派遣学生の両親は、ホストファミリーとなることを申し出ることができるほか、適切なホストファミリーを探す際に援助を求められることがある。

受入クラブは、学生1人につきロータリアンのカウンセラーをクラブから1名ずつ選ばなければならない。このカウンセラーは学生と定期的に連絡を取り、学生とクラブ、学生の両親または法的保護者、ホストファミリー、地域社会全体との連絡役を果たす。派遣クラブおよび／または地区は、派遣学生の支援者としての役割を担うロータリアン1名を選ぶ。カウンセラーは、ホストファミリーの一員、地区またはクラブの青少年交換役員、学校長など、学生の交換に対して権限をもつ立場にあってはならず、肉体的、性的、心理的虐待を含め、交換中に生じる可能性のあるいかなる問題、あるいは懸念事項にも対処できるよう研修を受けなくてはならない。

受入クラブは、一切の教育費を提供し、適切な学業プログラムを手配すべきであり、オリエンテーション・プログラムを提供し、学生が受入先地域に溶け込めるよう連絡を絶やさないようにしなければならない。

受入クラブまたは地区は、関係者が定めた小遣いを学生に提供すべきである。毎月の小遣いは学校またはそれ以外の場所での食費を賄うのに十分な額とするものとする。

B. 短期交換プログラム

短期交換の期間は数日間から数週間、あるいは数か月までとさまざまである。学校の休校中に行われることが多く、学業プログラムを含まないことがある。短期

2022年10月

交換は、受入国の一つの家庭にホームステイをするのが一般的だが、国際的な青少年キャンプまたはツアーとして実施することもできる。

受入クラブは、学生1人につきロータリアンのカウンセラーをクラブから1名ずつ選ばなければならない。このカウンセラーは学生と定期的に連絡を取り、学生とクラブ、学生の両親または法的保護者、ホストファミリー、地域社会全体との連絡役を果たす。派遣クラブおよび／または地区は、派遣学生の支援者としての役割を担うロータリアン1名を選ぶ。カウンセラーは、ホストファミリーの一員、地区またはクラブの青少年交換役員、学校長など、学生の交換に対して権限をもつ立場にあってはならず、肉体的、性的、心理的虐待を含め、交換中に生じる可能性のあるいかなる問題、あるいは懸念事項にも対処できるよう研修を受けなくてはならない（2020年4月理事会会合、決定127号）。

出典：1997年3月理事会会合、決定235号、1997年3月理事会会合、決定275号。2002年11月理事会会合、決定99号、2004年11月理事会会合、決定108号、2006年6月理事会会合、決定248号、2007年11月理事会会合、決定64号、2009年1月理事会会合、決定152号、2009年6月理事会会合、決定241号、2012年10月理事会会合、決定96号、2017年1月理事会会合、決定87号、2018年10月理事会会合、決定56号、2019年10月理事会会合、決定58号、2020年4月理事会会合、決定127号により改正

41.050.9. 資格条件

青少年交換プログラムの参加者は、交換の開始時に年齢15～19歳の学生を対象とする。ただし、特定の国における法律および規制がこれを認めない場合は、この限りではない。18歳以上の学生は、参加クラブと地区が相互に合意した場合は参加することができる。

青少年交換は、プログラムの資格要件を満たし、クラブまたは地区により推薦された青少年であれば、誰でも参加することができる。参加者は、学業成績が平均以上であるべきである。

2022年10月

障害者は、可能な時期と可能な場所で、かつ派遣側と受入側のクラブもしくは地区が合意した場合には、参加することができる（2019年10月理事会会合、決定58号）。

出典：1997年3月理事会会合、決定275号。2002年11月理事会会合、決定99号、2009年1月理事会会合、決定152号、2012年10月理事会会合、決定96号、2017年1月理事会会合、決定87号、2019年10月理事会会合、決定58号により改正

41.050.10. 学生の申請

候補者は、記入した申請書式を提出し、クラブレベルと地区レベルで両親あるいは法的保護者を交えた個人面接を含む選考手続を踏まなければならない。

クラブと地区は、地区および多地区合同の青少年交換役員のネットワークによって維持および更新される青少年交換の標準申請書式を使用するよう奨励されている（2017年1月理事会会合、決定87号）。

出典：1997年3月理事会会合、決定275号。2002年11月理事会会合、決定99号、2004年11月理事会会合、決定108号、2009年1月理事会会合、決定152号、2017年1月理事会会合、決定87号により改正

41.050.11. 選考と交換先の決定

派遣地区は、各学生が、相手地区のクラブに受け入れられ、世話を受けられるよう確認する責務を負う。地区は、交換活動を行う際に、相手の地区と同意書を交わすよう要請されている。これは、相手地区の認定、諸準備、学生の選考とオリエンテーションなど、交換におけるすべての期待事項が確実に満たされるように責務を明確に説明するためである。

学生、その両親または法的保護者、ホストファミリー、およびそのカウンセラーを含め、交換に関わるすべての人は、派遣および受入クラブまたは地区が定めたプログラムの全条件に同意しなければならない。

2022年10月

学生の旅行日程には、学生の両親または法的保護者と受入クラブまたは受入地区が同意しなければならない（2017年1月理事会会合、決定87号）。

出典：1997年3月理事会会合、決定275号。2002年11月理事会会合、決定99号、2004年11月理事会会合、決定108号、2009年1月理事会会合、決定152号、2012年10月理事会会合、決定96号、2017年1月理事会会合、決定87号により改正

41.050.12. ロータリー青少年交換学生の旅行保険

派遣地区と受入地区は、国の健康保険または旅行保険の補償範囲について差異がありうる項目を判定し、最低限の補償を満たすための補完的な保険を特定して加入するものとする。

学生旅行保険の加入証明書は、学生が自宅を出発する前に、受入地区に送達、受理され、承認されるものとする。受入地区は必要に応じて即時かつ緊急の治療を手配する立場に置かれるため、学生が加入している保険が信頼できる保険会社によるものであり、（医療）サービス提供者が支払いを全額、迅速に受け取ることをこの会社が保証するなど、受入地区が承認するものでなければならない。青少年交換学生の両親または法的保護者は、すべての医療および事故の費用の支払いについて責任を負う。

各学生の両親または法的保護者は、事故によるけがおよび疾病に対する医療および歯科治療、遺体の本国送還、緊急搬送、24時間緊急援助サービス、および個人法的賠償責任を含む（ただしこれに限るものではない）場合に適用される旅行保険に加入するものとする。補償額は以下の最低限度額および学生あたりの保険給付額を下回らないものとする。

a) 保険期間は、合意した交換期間前後の個人旅行を含め、交換学生が自宅を出発する時点から自宅に戻るまで、毎日24時間有効であること。

2022年10月

b) 学生の母国を除き、受入国、経由国、およびすべてのツアーに含まれる国において有効であること。

c) 24時間緊急援助サービスを提供すること。

d) 病院、医師、歯科医、救急車、その他の通常かつ慣習的医療サービスなど、けがまたは病気に関連する費用として最低100万米ドル

e) 重篤な病気または身体のけがの場合に必要なとされる学生の緊急搬送または移送に対して最低5万米ドル

f) 学生が死亡した場合の遺体の本国送還または火葬費用として最低5万米ドル

g) 政治危機または自然災害など医療以外の緊急事態における学生の緊急搬送または移送に対して最低5万米ドル

h) 学生の行為または不作為から生じる、第三者への対人または対物賠償に対する個人の法的賠償責任に対して最低50万米ドル。

両親または法的保護者は、以下についても補償する旅行保険への加入も検討することができる。

a) 事故による死亡、四肢切断、または身体障害。

b) 緊急訪問費用。緊急訪問費用として、一名の近親者または友人が、学生の重篤なけが、病気、または死亡により、学生の所在地への旅行、学生に同伴しての旅行、学生に同伴しての滞在、または学生の付添のために発生した、合理的な移動および宿泊の費用を支払うため。

2022年10月

c) 旅行のキャンセルまたは縮小。旅行のキャンセルまたは縮小の費用を支払うため。けがまたは病気による予期しないキャンセルによって発生した旅行費用の補償。

d) 対物補償。学生の現金遺失、または盗難、または荷物など所有物の全損を含む、個人の所有物遺失に対する補償。

e) 誘拐および恐喝の保険。学生の誘拐事件、または殺害、損傷、誘拐の脅迫が発生し、身代金が要求された場合に、対応する訓練を受けた専門家を派遣し、身代金の費用を支払うため。

受入国において旅行保険の加入が法定または法的に義務づけられている場合、そのような保険は上記の限度額および補償内容に従うものとする。それ以外のすべての場合は、派遣側および受入側の双方の合意による場合を除き、二重保険は回避すべきである。

クラブおよび地区は、賠償責任保険およびその他の補償の加入に関して保険専門の弁護士に相談することが強く奨励されており、保険の補償範囲の要件を含め、外国人の学生に関する政府の方針および規制に関して十分精通すべきである。

ハンググライダー、ロッククライミング、バンジージャンプなどの過激なスポーツへの参加は控えるものとする。学生が過激なスポーツへの参加を認められた場合は、受入地区と両親または法的保護者の書面による許可を得た上で活動を行い、十分な保険に加入すべきである（2019年1月理事会会合、決定112号）。

出典：1997年3月理事会会合、決定275号。2004年6月理事会会合、決定260号、2005年3月理事会会合、決定218号、2007年11月理事会会合、決定64号、2009年1月理事会会合、決定152号、2012年1月理事会会合、決定189号、2017年1月理事会会合、決定87号、2019年1月理事会会合、決定112号により改正

2022年10月

41.050.13. 青少年交換学生の旅行

青少年交換学生は、ホストファミリーの親とともに、またはロータリークラブや地区の行事のため、承認された旅行をすることができる。受入地区は、事前に受入地区が定義した地元地域以外への旅行について、学生の両親または法的保護者の書面による許可を得るものとする。

その他のすべての旅行について、受入地区はプログラム、場所、旅程、宿泊施設、連絡先など具体的な詳細を確実に両親または法的保護者に提供しなければならない。受入地区により、あるいは受入地区の代理者により実施される旅行とツアーは、ロータリー章典第2.120.3.項に従う（2010年6月理事会会合、決定210号）。

出典：2010年6月理事会会合、決定210号

41.050.14. 準備

学生の両親または法的保護者は、適切な衣類と、母国と受入地区間の往復航空券を提供する責務がある。

受入地区が来訪する学生に費用を請求する慣習はない。しかし、語学コース、ツアー、保険など、すべての国内で発生するオプション費用は、青少年交換実施前に概要を提示し、合意に達しなくてはならない。派遣地区は青少年交換に参加するためにどのように資金が使用されたかを示す項目別請求書を、派遣学生の両親または法的保護者に提供するものとする。このような請求書の写しは、派遣ロータリークラブにも提供すべきである。

受入クラブと派遣クラブまたは地区は、問題が生じた場合や緊急の場合に連絡できる人々のリストを学生に提供しなければならない。このリストには、ロータリアンのカウンセラー、クラブ会長、地区委員長、地区ガバナー、ロータリアンではない2名の支援提供者（男性、女性各1名）の氏名と連絡先を含めなければな

2022年10月

らない。また、このリストには、医者、歯医者、精神科医、警察といった地元の支援提供者の情報も含めなければならない。入手できる場合には、このリストに、自殺防止ホットライン、レイプ被害者ホットライン、地元の児童保護施設などの情報も掲載すべきである（2019年10月理事会会合、決定58号）。

出典：1997年3月理事会会合、決定275号。2004年11月理事会会合、決定108号、2009年1月理事会会合、決定152号、2009年11月理事会会合、決定56号、2017年1月理事会会合、決定87号、2018年7月理事会会合、決定16号、2018年10月理事会会合、決定56号、2019年10月理事会会合、決定58号により改正

41.050.15. オリエンテーション

派遣クラブまたは地区は、出発の前に、派遣学生ならびにその両親または法的保護者を対象とした必須のオリエンテーションを実施しなければならない。オリエンテーションでは、青少年交換プログラムの規則、手続き、期待事項について参加者に伝え、学生と両親または法的保護者の両者に対して、虐待の防止と認識に関する研修を行わなければならない。地域のロータリークラブとその活動についての簡単な説明も行うべきである。

受入クラブまたは地区も、来訪する学生のために必須のオリエンテーションを実施しなければならない。これには、放任による虐待、身体的虐待、性的または精神的虐待といった問題に遭遇した場合の学生向けの指針と、地域の支援者や任命されたカウンセラーの連絡先を含めなければならない。国によっては法律および慣習が他の国と大きく異なる場合があるため、オリエンテーションには地域の法律および慣習に関する情報を盛り込まなくてはならない（2017年1月理事会会合、決定87号）。

出典：1997年3月理事会会合、決定275号。2002年11月理事会会合、決定99号、2004年11月理事会会合、決定108号、2005年6月理事会会合、決定271号、2009年1月理事会会合、決定152号、2017年1月理事会会合、決定87号により改正

2022年10月

41.050.16. 学生の責務

学生は、受入先地域において、ロータリーの価値、超我の奉仕に献身を反映し、さらに平和構築者として、自己、母国、そしてロータリーを代表しなければならない。相手を尊重し、責任を持って行動し、プログラムならびに世界のロータリーを代表する者としての自分の役割に相応しくあるべきである。

学生は、事情のいかんを問わず、交換期間中いかなる種類の自動車その他の動力付き車輛も運転すべきではない。また受入国内で動力付き車輛を所有すべきではない。

学生は、受入クラブおよび地区、両親または法的保護者の同意なくして、受入クラブの所在する地域外へ旅行すべきではない。

学生は、交換中、ホストファミリー、受入クラブまたは地区の監督と権限を受入れるべきである（2019年10月理事会会合、決定58号）。

出典：1997年3月理事会会合、決定275号。2002年11月理事会会合、決定99号、2004年11月理事会会合、決定108号、2009年1月理事会会合、決定152号、2017年1月理事会会合、決定87号、2019年10月理事会会合、決定58号により改正

41.050.17. 学生の交換後の報告

逆カルチャーショックの影響を考慮し、交換後、学生と両親または法的保護者は、家庭、学校、地域社会環境の変化に順応することを目的とした交換後ミーティングに出席するよう奨励されるべきである（2009年1月理事会会合、決定152号）。

出典：1997年3月理事会会合、決定275号。2007年11月理事会会合、決定64号、2009年1月理事会会合、決定152号により改正

41.050.18. ボランティアの選考と審査

2022年10月

青少年交換に関与する個人全員を慎重に選考する手続きは最も重要であり、細心の注意と配慮をもって行われるべきである。

本プログラムに関与する成人（ロータリアンおよびロータリアン以外）、すなわち委員、ホストファミリー、クラブのカウンセラー、その他の青少年と多大な接触または監視下にない接触を持つ人々（ただしこれらの人々に限らない）は、青少年と活動する適正を判断するための面接を受け、青少年ボランティア書式に記入、署名し、警察が保管する公的記録の確認や経歴照会を含む犯罪に関する背景調査を受けることに同意しなければならない。

受入クラブまたは地区は、申請書の記載内容、警察の公的記録の確認や経歴照会などその家庭の成人全員の犯罪歴照会、個人面接、家庭訪問（事前通知ありとなしの両方でなければならない）に基づき、細心の注意を払ってホストファミリーを審査、選考すべきである。

プログラムの要件を遵守しない成人のボランティア（ロータリアンおよびロータリアン以外）は、地区がロータリーにおける青少年への関与から永久的に外さなければならない（2019年10月理事会会合、決定58号）。

出典：1997年3月理事会会合、決定275号。2004年11月理事会会合、決定108号、2007年2月理事会会合、決定163号、2007年11月理事会会合、決定64号、2006年6月理事会会合、決定248号、2009年1月理事会会合、決定152号、2017年1月理事会会合、決定87号、2019年10月理事会会合、決定58号により改正

41.050.19. ボランティアの研修

本プログラムに関与するすべての成人（ロータリアンおよびロータリアン以外）、すなわち委員、ホストファミリー、クラブのカウンセラー、その他の人々（ただしこれらの人々に限らない）は、プログラム運営、規定、および虐待とハラスメントの認識と予防に関する情報を含む研修を受けなければならない（2019年10月理事会会合、決定58号）。

2022年10月

出典：2007年2月理事会会合、決定163号。2009年1月理事会会合、決定152号、2019年10月理事会会合、決定58号により改正

41.050.20. ホストファミリーの規定と期待事項

ホストファミリーは学生に部屋と食事を提供し、学生が十分な生活を送ることができるように適切な監督と親代わりの責任を果たすべきである（2009年1月理事会会合、決定152号）。

出典：1997年3月理事会会合、決定275号。2009年1月理事会会合、決定152号により改正

41.050.21. 早期帰国

プログラムの要件に従わない学生は、母国へ送還するものとする。受入地区がこの決定に関する権限を持つものとする。学生が受入国を出発する前に、派遣クラブと地区、ホストファミリー、学生の両親は旅行の手配について十分に知らされていなければならない。

学生は、現実的な最も早い時期および経路で帰国すべきである。行き詰った事態には、仲介役を務める独立したロータリアンを地区が任命することができる（2017年1月理事会会合、決定87号）。

出典：1997年3月理事会会合、決定275号。2009年1月理事会会合、決定152号、2017年1月理事会会合、決定87号により改正

41.050.22. 青少年交換の学友

地区とクラブは、ROTEX などの青少年交換学友グループを設立し、公式のロータリー学友会として認証を受けるよう奨励されている（2017年6月理事会会合、決定149号）。

2022年10月

出典：1998年10月理事会会合、決定97号。2016年9月理事会会合、決定28号、2017年6月理事会会合、決定149号により改正

41.050.23. 多地区合同青少年交換プログラム

二つ以上の地区が合同で青少年交換の実施を希望する場合がある。これらの地区のクラブの3分の2がまず承認した場合にのみ活動やプロジェクトを実施するのであれば、理事会は、このような協力活動に対し何ら反対するものではない。さらに、各地区のガバナーは、理事会の権限を代行する事務総長から事前に明確な許可を得るものとする。

各ガバナーは、地区内の青少年交換プログラムの監督と管理に対し責任を持つ。多地区合同活動は、現任の地区青少年交換委員長と、参加地区の各ガバナーが任命したその他の役員で構成される委員会が運営するものとする。このような多地区合同委員会は、その活動と財務に関して、少なくとも年に1回、参加地区の全ガバナーに対し、書面にて報告する責務がある（2017年1月理事会会合、決定87号）。

出典：1979年5月理事会会合、決定355号。2001年11月理事会会合、決定45号、2009年1月理事会会合、決定152号、2017年1月理事会会合、決定87号により改正

41.050.24. 地域青少年交換グループ

理事会は、認定地区と多地区合同活動の間で情報を伝達し、コミュニケーションを円滑にし、研修または会議を開催し、またはベストプラクティスを共有するために地域グループを結成することに対し何ら反対するものではない。ただし、以下を条件とする。

- 1) そのようなグループの名称または開催地に基づき、対象参加者となりうる地区のガバナーから反対のないこと。
- 2) このグループは、グループ自体の活動に関する決定を除きいかなる意思決定や立法の権限も持たないこと。

2022年10月

- 3) このグループは、いかなる交換活動も直接実施せず、認定地区または他地区合同活動のみが交換活動を計画または手配できることを明確に伝達すること。
- 4) 組織の活動を実施するための資金は、強制することはできないこと（2019年10月理事会会合、決定58号）。

出典：2019年10月理事会会合、決定58号

41.050.25. ロータリー青少年交換における奉仕活動

奉仕の理念を奨励および推進し、生涯にわたる奉仕への献身を青少年の心に芽生えさせるため、ロータリー青少年交換の体験は「ロータリーの目的」と一致すべきである。クラブと地区は、倫理的リーダーシップの育成、チーム構築、国際理解、親善、および平和を促進する奉仕活動とカリキュラムを含むよう奨励される（2017年1月理事会会合、決定87号）。

出典：2017年1月理事会会合、決定87号

41.050.26. 青少年交換学生への賃金

国によっては、雇用規制のため、参加者が賃金を受け取るような国際交換プログラムにクラブや地区が参加することに支障がある場合もある（2017年1月理事会会合、決定87号）。

出典：1997年3月理事会会合、決定275号。2009年1月理事会会合、決定152号により改正

41.050.27. 地区青少年交換委員長と多地区合同役員の名簿

事務総長は、地区青少年交換委員長、多地区合同役員、および地域グループ役員の実務者の連絡先を記載した名簿を作成し維持するものとする（2019年10月理事会会合、決定58号）。

2022年10月

出典：1979年5月理事会会合、決定355号。2009年6月理事会会合、決定217号、2017年1月理事会会合、決定87号、2019年10月理事会会合、決定58号により改正

2022年10月

引照

2.120. 青少年の保護

17.020. 地区の法人化

32.090.4. 多地区合同青少年交換

41.020. 新世代交換

地区危機管理 ハンドブック



国際ロータリー第2650地区
危機管理委員会

目 次

- 国際ロータリー第 2650 地区危機管理総則
- 第 2650 地区危機管理委員会規定
- RI の青少年と接する際の行動規範に関する声明
- RI のゼロ容認方針について
- 第 2650 地区青少年保護方針
- 虐待とハラスメントの申し立てに関する指針
- 青少年ボランティア誓約書等
- 危機管理委員会構成図
- 参考資料

国際ロータリー第2650地区 危機管理総則

地域社会のリーダー的メンバーによって構成されるロータリーには、常に高い道徳性と社会的責任が求められる。

危機管理が問われている現代社会において、国際ロータリー第2650地区は、ロータリーの活動に関連して起こりうる危機に対し、率先してその社会的責任を全うする必要があるとの認識に基づき、ここにガバナー統括の下、第三者委員を含む危機管理委員会を設置し、ロータリーの信頼を高めることとする。

第1条 (ロータリーにとっての危機管理の危機)

国際ロータリー第2650地区、地区内各ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、ロータリアン、ローターアクターにとって、「好ましくない事態の全て」を危機管理の「危機」とする。

ただし、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ内あるいはロータリアン、ローターアクター相互間の人的・内的諸問題は除く。

第2条 (危機管理委員会の任務)

危機管理委員会は、前条に規定された危機について、その防止・解決のため必要な提言や適切な指導・助言を行うと共に、第4条の手続きによって当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうかを判断の上、適切な対処のための方策を講ずることを任務とする。

第3条 (危機管理委員会の構成)

危機管理委員会は、ガバナーが任命するロータリアン、ローターアクター及びそれ以外の第三者により構成される組織とする。

第4条 (危機事案の報告)

第1条の危機に相当する事案が発生した場合には、地区委員会、地区内各ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、ロータリアン、ローターアクターは、速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

第5条 (危機管理委員会の決定事項の遵守)

危機管理委員会の決定事項は、これを遵守するものとする。

第6条 (保険)

地区は、危機への対応のため必要な保険に加入する。

第7条 (危機管理基金)

危機発生時の対応に必要な資金として、地区に危機管理基金を常設する。その管理・執行は、危機管理委員会の決定に従う。

第8条

この総則の実施に必要な事項は別途定める。

国際ロータリー第 2650 地区危機管理委員会規定

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 危機管理委員会
- 第 3 章 青少年奉仕プログラムに関する特別規定

第 1 章 総則

第 1 条 (趣旨)

国際ロータリー第 2650 地区危機管理総則第 8 条に基づき、危機管理委員会の組織および運営に必要な事項に関してこの規定を定める。

第 2 条(定義)

国際ロータリー第 2650 地区、地区内各ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、ロータリアン、ローターアクターにとって、「好ましくない事態の全て」を危機管理の「危機」とする。ただし、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ内あるいはロータリアン、ローターアクター相互間の人的・内的諸問題は除く。

第 2 章 危機管理委員会

(危機管理委員会の任務)

第 3 条 危機管理委員会は、危機について、その防止・解決のために必要な提言や指導・助言を行うとともに、当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうか判断の上、適切な対処のための方策を講ずることを任務とする。

1. 報告のあった事案について法令上所定の機関への通告等の義務がある場合は、これに従うほか、報告された内容が犯罪に該当すると判断したときは、原則としてガバナーにおいて適時に刑事当局に対する手続きを行う。
2. 地区として適切かつ一貫した対応を図り関係者の権利を保護するため、報道機関等の外部への発表は、危機管理委員会において定める者がこれにあたるものとし、その他の委員ならびに関係者は、知り得た情報を外部および他のロータリアン等に提供してはならない。

(危機管理委員会の構成)

第 4 条 危機管理委員会は、次に挙げる委員をもって組織する。

- (1) ガバナーが指名するガバナー補佐もしくはパストガバナー
 - (2) ガバナーエレクト
 - (3) ガバナーノミニ
 - (4) 地区青少年奉仕委員長
 - (5) 地区青少年育成委員長 (RYLA 担当)
 - (6) 地区青少年交換委員長
 - (7) 地区ローターアクト委員長 (ロータリアン 1 名、地区 RA 代表 1 名)
 - (8) 地区インターアクト委員長
 - (9) 地区学友委員長
 - (10) 地区財団委員長
 - (11) 地区米山奨学委員長
 - (12) 地区公共イメージ委員長
 - (13) ガバナーが指名する地区研修委員もしくは地区危機管理委員会委員経験者
 - (14) ガバナーが委嘱するロータリアン以外の外部有識者 2 名以上 (その中には、司法関係者、メディア関係者、あるいはこれに精通した者を含む)
 - (15) 前各号の者に弁護士各 1 名以上を含まないときは、ロータリアンからこれらの者各 1 名以上を委員としてガバナーが委嘱する。
ただし、上記委員会構成には女性委員を 1 名以上含むものとする。
2. 各委員の任期は 2 年とし、再任されることができる。

3. 危機管理委員会の委員長は委員の中から選任する。
4. 委員の中から副委員長若干名を定めることができる。
5. 委員長は、委員会を招集し、業務を統括する。
6. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員会が定めた順位により、副委員長がこれに当たる。
7. 危機委員会は第三者機関的立場にあることに鑑み、弁護士以外にも医師等の専門家を委員として選任することが推奨される。
8. 青少年保護の目的から、危機事案が発生した場合には、青少年奉仕、青少年交換、ローターアクト、インターアクト、青少年育成、地区学友、米山奨学、地区ロータリー財団、公共イメージ委員会の各委員長は、危機管理委員会の要請に従い、事案の調査、報告等に協力するものとする。

第5条（危機事案の報告）

危機に相当する事案が発生した場合には、地区委員会、地区内ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、ロータリアン、ローターアクターは、速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

第6条（危機管理委員会の開催）

危機管理委員会は危機事案の報告を受けたとき、または、危機に相当する事案が発生したと認めたときは、速やかに危機管理委員会を開催しなければならない。

2. 危機管理委員会の開催にあたって、危機管理委員長は、地区ガバナーに出席を求めることができる。

第7条（危機管理委員会の決議）

危機管理委員会の決議は、委員の2分の1以上が出席し（委任状による出席を含む）、その過半数をもって行う。同数の際は、委員長が決するところによる。

第8条（緊急時における危機管理委員会の開催）

災害・事故・政変等の緊急を要する危機に敏速な対応が必要な場合、危機管理委員長は、前条にかかわらず、必要な処置を行うことができる。ただし、次の危機管理委員会において報告し、承認を受けなければならない。

第9条（危機管理委員会の決定事項の遵守）

危機管理委員会の決定事項は、これを遵守するものとする。

第10条（守秘義務）

個別事案の調査および対応に関与する者は、当事者その他の関係者のプライバシーを含めその権利の保護に配慮するとともに、任務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、その任務を退いた後も、同様とする。

第11条（庶務）

危機管理委員会に関する庶務は、地区ガバナー事務所が行い、ガバナーの指名する地区幹事が担当する。

第3章 青少年奉仕プログラムに対する特別規定

第12条（青少年奉仕プログラムにおける地区の責務）

地区は、地区において実施する青少年奉仕プログラムに参加するすべての青少年の安全と健康および健全な生活を守り、交通災害、自然災害等の事故・災害からの保護と身体的、性的、精神的虐待あるいはハラスメント（以下、ハラスメント等という）を防止するとともに、事態の発生の場合の適切な対応のために必要な業務を行う。

第13条（青少年奉仕プログラムに関係する地区委員長の責務）

青少年奉仕プログラムに関係する地区委員会の委員長は、危機管理委員会との連携を図りつつ、プログラムに参加するロータリアン、ローターアクターおよびロータリアン以外の者に対し、危機を防止するため適切な指導・啓発等を行うとともに、事態の発生の場合に青少年の安全と健康の確保など適切な対応に努めるものとする。

第14条（青少年奉仕プログラムにおける危機管理委員会の業務）

第3条に定める危機管理委員会の任務には、青少年奉仕プログラムにおける次の事項を含むものとする。

- （1）交通災害、自然災害等の事故・災害およびハラスメント等に起因する事態が発生した場合に事実関係を調査すること。
- （2）前号の調査結果に基づき、当事者たる青少年の安全と健康の保護ならびに事態への適切な対処のための方策を講じること。
- （3）前号のため必要な対策をガバナーに提言し、あるいは、関係委員会の委員長その他の関係者に対し必要な指示、指導を行うこと。
- （4）青少年交換プログラムにおいて、プログラムに携わる関係者について、参加資格を調査・確認すること。
- （5）青少年交換プログラムにおいて、当該事案について必要と認めるときは、原則として報告を受けたときから72時間以内に申立てについてガバナーから国際ロータリーに報告し、その後の手はずと調査の結果および講じられた措置について報告すること。
- （6）その他危機管理、防止等に関し必要な業務。

第15条（青少年の保護）

前条の調査および対応においては、当事者である青少年の安全と健康の保護を最優先とし、被申立人の権利にも留意する。

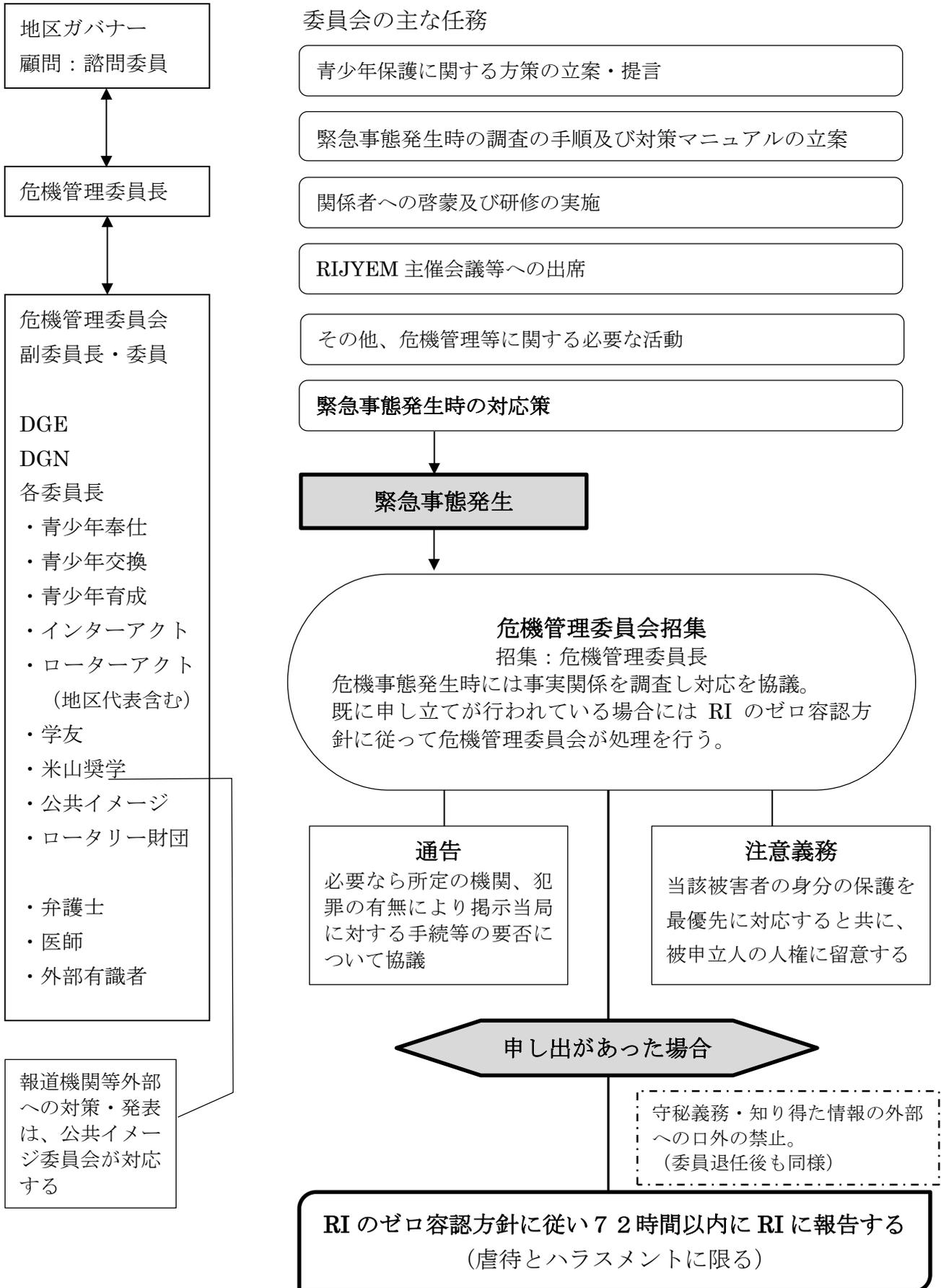
第16条（改定）

本規定は、ガバナーによって規定される。ガバナーは、危機管理委員会の意見を聞いた上で、本規定を改定することができる。

2021年7月1日 制定

国際ロータリー第 2650 地区危機管理委員会関係図

設置場所：ガバナー事務所



国際ロータリーの青少年と接する際の行動規範に関する声明

この行動声明は、青少年と活動するあらゆる状況で ロータリアンが守るべき基本的な原則を規定しています。

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために、安全な環境をつくり、維持するために努力している。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

2006年11月、RI 理事会により承認

「ロータリー青少年保護の手引き」(MY ROTARY から利用できます。)は安全かつ安心な環境で青少年がロータリープログラムや活動に参加できるようにするための、総合的な手引きです。地区の青少年を守るための効果的な手続きを作成・実施・維持するためのガイドラインも含まれています。

この手引きの内容は、地元の法令に合わせて 適宜変更し、地元で作成された研修資料と併せて利用してください。

ゼロ容認方針（ZERO TOLERANCE）とは

ゼロ容認方針とは、とにかくセクハラや虐待の申し立ての報告があった場合、被害を受けてから（報告があった場合）その真偽や重大性、刑事上の事件性があるなしにかかわらず72時間以内にRIに報告するというものです。また、ゼロ容認方針とは意を別にしますが、RIに報告すべき重大事故や重篤な疾病等の発生した時にも、関係するすべての学生の保護、安全確保、その後のケア等のために72時間以内にRIに報告する必要があります。ゼロ容認方針の考え方の前提として、セクハラや虐待を受けた（可能性のある）学生・青少年は、立場が非常に弱く、往々にして組織（ロータリーという組織も含まれる）は、隠ぺいなどにより、その組織自体を守ろうとする意識が強く働くものです。よってそれを避けるため、とにかく勇気を出して申し立てた報告に関しては、それがあったものとして受け止め、結果として、RIに報告することを求めているものです。

RIへ報告してその後、外部委員（ロータリアン以外の法曹関係者、医師その他有識者等）も含めた危機管理委員会で、真偽の調査や司法当局への通知が必要かどうかを判断します。その結果虚偽の報告とか、勘違いによる報告とか重大なトラブルではなく当地区内で十分解決できる事案であったなどの可能性もありますが、その後の手はずと調査の結果および結果としてとられた措置について、再度RIに事後報告するという仕組みです。

まとめますと、事案の上げられてきた報告において、当該地区・クラブの判断でRIに報告するか、しないかを判断するものではなく、（RIへの報告は危機管理委員会が行います）とりあえず、危機管理に該当する事案が申し立てのルールに従って

申し立て報告された場合は、

- ① 学生たちの保護を第1優先として、被申立者からの分離、安全確保、またはその可能性を十分配慮する体制を即刻とること。
- ② それと同時に72時間以内にRIに申し立てがあったことの実の報告をする。
- ③ その後、危機管理委員会で申立者の勘違い等による誤解や事案の真偽などを確認する。
- ④ 危機管理委員会はその後の手はずと調査の結果、および結果として取られた措置についてRIに事後報告する。

結果として、誤解や重大でなかったもの等に関しても、RIはその最終結論を採用するというもので、最終の申し立ての報告が該当事案に対し、影響を与え続けるものではないことを理解する必要があります。よって、RIへの報告を、ためらいをもってはならないという事です。

第 2650 地区青少年保護方針

効果的な青少年保護方針を定め、これを導入することは、ロータリー青少年プログラムの参加者を守ろうとする地区の姿勢を明確に表すものである。本文書は、あらゆる青少年プログラムに関して、地区方針の基本的な枠組みを定めたものである。網掛けのセクションには、ロータリー青少年交換の認定条件が反映されている。

1. 青少年と接する際の行動規範に関する声明

第 2650 地区は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境を作り、維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接触する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

2. 定義

ボランティア：監督者の有無に関わらず、ロータリーの青少年活動で学生と直接の接触を持つすべての成人。

ロータリーボランティアには以下が含まれる。

- クラブと地区の青少年プログラム役員と委員会委員
- ロータリー会員と非会員のカウンセラー
- 活動や外出において学生と行動をともにする、または学生に同行する人（ロータリアンであるなしを問わない）、およびその配偶者またはパートナー
- ホストファミリーの兄弟姉妹やその他の家族を含む、青少年交換のホストファミリーの親とその他同居している成人
- 地区に当てはまるボランティアの役割と説明をここに記載すること。

青少年プログラム参加者：年齢にかかわらず、ロータリー青少年プログラムに参加する人。

3. 法人化と損害賠償保険

第 2650 地区は、特定非営利活動法人国際ロータリー日本青少年交換委員会と称する独立した法人の一部である。

特定非営利活動法人国際ロータリー日本青少年交換委員会は、東京都港区芝公園二丁目 6 番地 1 5 号に所在し、日本国の「特定非営利活動促進法」によって法人化されたものであり、現在有効である。

第 2650 地区は適切な補償内容と限度額を備える損害賠償保険に加入している。本方針は、組織、従業員、またはボランティアの過失による第三者の損害賠償や訴訟から当組織を守るものである。

4. クラブの遵守事項

地区ガバナーは、ロータリー青少年交換に関連した活動を含む、地区内のあらゆる青少年活動の監督および管理を行う責任を負う。地区はすべて参加クラブが青少年保護およびロータリー青少年交換の認定条件を遵守するよう監督する。

ロータリー青少年交換に参加するすべてのクラブは、審査と認定のため、以下の書類を地区に提出しなければならない。

- クラブが地区および国際ロータリーの方針を遵守してプログラムを運営する旨を明記した署名入りの文書
- 申込書、面接、身元照会、犯罪歴調査が終了し、監督なしでプログラム参加者と接することが許可されるまで、ボランティアがプログラム参加者に接触することを禁止することの確認
- パンフレット、申請書、方針、ウェブサイトなど、青少年交換プログラムに関するクラブのあらゆる資料
- クラブが作成したあらゆる青少年保護の研修資料

5. ボランティアの選考と審査

国際ロータリーはいかなる形の虐待もハラスメントも許さない。青少年プログラム参加者との活動に興味があるすべてのロータリアンとその他のボランティアは、国際ロータリーおよび地区の認定条件を満たしていなければならない。

国際ロータリーは、性的虐待もしくはハラスメント、または地域社会で認められた行動基準に反する行為を自ら認め、有罪判決を受け、またはそれに関与したと認められたいかなるボランティアも、ロータリー会員であるかそうでないかを問わず、青少年プログラムに参加することを禁じている。

地区は、青少年との接触を禁止された人に関する極秘の記録を保管し、このような禁止が地区全体で年度を超えて一貫して施行されるようにしなければならない。

青少年活動への関与を禁止された人物は、地区インターアクト委員長、インターアクトクラブの顧問、地区 RYLA 委員長、地区青少年交換委員長、地区青少年保護役員、またはその他の青少年と接触する可能性のある地区またはクラブの役職を務めることはできない。

性的虐待もしくはハラスメントの告発を受け、警察による調査で結論が導きだされなかった場合、または警察が調査を行わなかった場合、告発された人、およびこの人と将来接触を持つかもしれない青少年プログラム参加者の両方を守るため、さらなる保護措置が講じられなければならない。疑いが晴れた人物は青少年プログラムのボランティアとして活動を続けることを申請できる。そのような復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない。

プログラム参加者と直接、監督なしで接触する機会を持つ、あらゆる青少年交換ボランティア（ロータリアンと非ロータリアンの両方を含む）は以下を行わなければならない。

- ボランティア申込書を提出する。
- 犯罪歴調査を受ける（ただし、国法律や慣習によってはこれができない場合がある）。
- （できれば直接）個人面接を受ける。
- 青少年交換のホストファミリーは、面接で適性が審査される。面接では以下を示すべきである：
 - 学生の身の安全と安全確保に力を入れること。
 - 学生を受け入れる動機が、国際親善と異文化交流というロータリーの理念と一致していること。
 - 学生に対する十分な宿泊設備（部屋と食事）を提供できる経済力があること。
 - 学生の福利を保証するため、適切な監督と親代わりとしての責務を果たす能力があること。
- 連絡先の記載された身元保証人のリストを提出する（身元保証人には家族を含めず、2名以上のロータリアンは含めないこと）。
- 国際ロータリーと地区の青少年交換プログラム方針を遵守する。

青少年交換プログラムのホストファミリーも、以下の基準を満たしていなければならない。

- 学生の受入前と受入中に、事前通知のあるなしを問わず、家庭訪問を受け入れること。家庭訪問は、以前に学生受入の経験があるホストファミリーに対しても毎年実施しなければならない。

注：ホストファミリーの家に同居するすべての成人は、選考と審査基準を満たさなければならない。これには、ホストファミリーの成人した子ども、他の親族、住みこみもしくはパートの家事使用人も含まれる。

青少年交換学生には、すべてのボランティアに適用される基準を満たすロータリアンのカウンセラーを1名割り当てなければならない。また、カウンセラーは以下の条件も満たさなければならない。

- カウンセラーはこの学生の交換に関して他の権威ある役割を担ってはならない（例えば、ホストファミリーの一員、校長、クラブ会長、地区またはクラブの青少年交換役員など）。
- カウンセラーは、肉体的、性的、または心理的虐待やハラスメントなど、起こりうるいかなる問題や懸念にも対処できなくてはならない。

6. 参加者の選考と審査

地区青少年交換プログラムへの参加に興味があるすべての学生は、地区の指針を満たさなければならない、かつ、以下を行わなければならない。

- 申請書に記入する。
- 派遣クラブと地区の面接を受ける。
- クラブと地区のすべてのオリエンテーションと研修に出席し、参加する。

また、プログラム参加のための学生の適性を判断するため、青少年交換プログラム参加者のすべての親または法的保護者も、クラブと地区レベルでの面接を受けなくてはならない。

7. 研修

地区とそのクラブは、青少年保護の研修および青少年プログラムの情報を提供する。第 2650 が研修セッションを実施する。

地区青少年交換プログラムは、すべての学生とボランティアに対し、青少年保護についての研修と情報を提供しなければならない。

第 2650 地区が研修を実施する。地区は以下を行う。

- 地区の指針、地元の慣習や文化に関する情報および法的な義務事項を考慮の上、「ロータリー青少年保護の手引き」を適宜、修正して使用する。
- 研修の出席者、頻度、形式を盛り込んだスケジュールを組む。
- 以下の青少年交換プログラム関係者に対し、それぞれ特化した研修を行う。
 - 地区ガバナー
 - 地区青少年交換役員および委員会委員
 - クラブ青少年交換役員および委員会委員
 - ロータリーカウンセラー
 - 青少年交換活動（地元ツアーや
 - 地区行事など）に参加するその他のロータリアンおよびロータリアン以外の人
 - ホストファミリー
 - 学生（派遣学生と受入学生）
- 参加記録をつける。

8. 申し立てへの対処

地区はあらゆる虐待やハラスメントの申し立てを深刻に受けとめ、地区の虐待およびハラスメント申し立ての報告に関する指針に従って対応する。

警察、児童保護当局、法的調査機関すべてに協力する。

地区は、地区とそのクラブに虐待とハラスメント防止について助言し、リスクや青少年の安全に影響を及ぼすあらゆる危機を管理できるようにするため、青少年保護役員を任命するべきである。青少年保護役員は、カウンセリング、ソーシャルワーク、法律、警察、子どもの発達のいずれかの分野で専門的な経験を有すべきであり、ロータリアンでもロータリアンでなくてもよい。

第 2650 地区はロータリー青少年保護の手引きに示された通り、危機管理計画を作成する。

9. 青少年の旅

地元地域を離れて青少年が旅行する場合は、国際ロータリーと地区の青少年保護方針に従わなければならない。

地区またはそのクラブがスポンサーとなるあらゆる青少年の旅に関して、受入地区は以下を行わなければならない。

- あらゆる青少年プログラム参加者の親または法的保護者から書面による許可を得る。
- 親または法的保護者に、場所、宿泊、旅程、主催者の連絡先など旅行に関する詳細を伝える。
- 推奨事項（必須ではない）：居住する家または国から 150 マイル（240 キロメートル）以上の距離を移動する場合、医療、緊急移送、遺体の本国送還、賠償責任などを含む適切な保険に、活動または行事を企画するクラブまたは地区が納得する金額で、プログラム参加者の出発から帰還までの期間、プログラム参加者が加入していることを確認する。
- クラブにおける青少年の海外研修(未成年者)とインターアクトの海外研修は青少年交換学生の旅行手続きに準ずる。
- さらに、青少年交換学生が、ホストファミリーと一緒に、またはロータリーの行事に出席するために地元地域を離れて旅行する場合、または通常は交換プログラムの一環として行われない旅行をする場合、受入地区は派遣地区から事前に許可を得るものとする。

10. 地区における青少年交換の運営

地区の青少年交換プログラムは、参加クラブと協力して以下を行わなければならない。

- すべての来訪学生がロータリー章典の規定によって求められている最低条件を少なくとも満たす保険に加入していることを確認する

(受入地区は診察が緊急で必要になった場合即座に手配できなければならないため、学生が十分な保険に加入していることを確認しなければならない)。

- プライバシー保護に関するあらゆる適用法に従って、プログラム参加の後5年間、地区における青少年交換の参加者とボランティアの記録を安全に保管する。
- 地域内の支援団体や支援サービスの一覧(レイプ被害者ホットライン・自殺防止ホットライン、十代向けのアルコール薬物意識向上プログラム、関連した法執行機関、LGBTQ サービスなど)を各学生に提供する。このリストには以下の連絡先を含めなくてはならない。
 - 来訪学生向け：ロータリーカウンセラー、受入側クラブ会長、受入側の地区青少年交換委員長、受入側の地区ガバナー、および互いに関係がなく、ホストファミリーまたはロータリーカウンセラーと近い関係になく、いかなる問題であれ学生の力になれる、ロータリーアン以外の少なくとも2名の支援提供者
 - 派遣学生向け：ロータリーカウンセラー、派遣側クラブ会長、派遣側の地区青少年交換委員長、派遣側の地区ガバナー
- プログラム活動に関する毎年の調査に記入し、国際ロータリーに提出する。
- 緊急時 24 時間対応の電話番号を学生に提供する。
- 青少年交換学生が関わるすべての事態(虐待やハラスメントの申し立て、事故、犯罪、早期帰国、死亡など)について、事態を知ってから 72 時間以内に RI 職員 (youthprotection@rotary.org) に報告する。
- ロータリー青少年交換プログラムの枠組み外、または地区認定の仕組み外で交換学生を派遣するなど、あらゆる非公認の交換活動を禁止する。
- 審査済みの緊急用の家庭など、臨時の受入態勢を整えておく。学生をホストファミリーから引きはなす際の基準と手順を設けておく。一時的に滞在する予備の宿泊施設を手配する。
- すべての学生の受け入れは任意であることを確認する。派遣学生の親やクラブ会員に対し、学生を派遣する条件として来訪学生のホストファミリーとなることを義務づけてはならない。
- 長期プログラムの参加者には、可能であれば複数のホストファミリーを手配するようにする。プログラム中に3軒のホストファミリーの元で滞在することが推奨される。複数のホストファミリーの手配を妨げるような事情がある場合、事前に派遣地区と受入地区が同意し、学生の親または法的保護者に通知しなければならない。少なくとも1家庭を、予備のホストファミリーとして手配しなければならない。
- 来訪学生と派遣学生から毎月報告書を提出するよう求める。この報告書は、現在のホストファミリー、気持ち、懸念、考え、提案などの情報を含むものとする。地区青少年交換委員会は、この報告書に目を通し、プログラム参加者に必要な援助を提供する。

第 2650 地区 虐待・ハラスメントの申し立て報告に関する指針

第 2650 地区申し立て報告に関する指針

青少年と接する際の行動規範に関する声明地区は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

いかなる虐待もハラスメントも許されない。

国際ロータリーと地区は、あらゆる青少年活動プログラム参加者の身の安全と福利を守ることに尽力し、虐待やハラスメントを許さない。すべての申し立ては、深刻に受けとめられ、以下の指針に沿って対応しなければならない。

プログラム参加者の安全と福利を、常に最優先しなくてはならない。

定義

精神的または言葉による虐待：他者の行動をコントロールするために、脅威、侮辱、または言葉による攻撃を行うこと。例として、青少年を拒絶すること、普通の社会的関係を築くのを妨げること、本人の人種、宗教、能力、知性、好み、または個人的な容姿について軽蔑的な発言をすること、などが挙げられる。

肉体的虐待：痛み、傷、その他の肉体的な苦痛や危害を与えることを目的として肉体的に接触すること。

放置（ネグレクト）：青少年の福利に必要とされる食事、住居、医療、心のケアを提供しないこと。

性的虐待：間接または直接に性的な行動に及ぶことを強制あるいは促すこと。これには、同性・異性および年齢を問わず、性的同意年齢に満たない相手に、単独で性的な行動を行うよう圧力をかけること、またはその相手と直接的な行動に及ぶことを含む。成人と未成年者、青少年プログラム参加者の間におけるいかなる性的行動、または同世代の間におけるいかなる同意のない性的行動も性的虐待とみなされる。

性的虐待の例には、のぞき見、公然わいせつ、ストーカー行為、電子的方法によるハラスメントや青少年に性的資料またはポルノ類を見せるなど、接触のない犯罪も含まれる。

性的ハラスメント：同意したくない、または同意能力のない人に対する性的な誘いかけ、性的行為の要求、または性的な性質を持つ発言もしくは行為。時に、性的ハラスメントは性的虐待へとエスカレートし、性犯罪者が被害者の感覚を鈍らせたり、不適切な行為に慣れさせるために用いられる場合がある。性的ハラスメントには次のような例がある。

- 性的な言葉、冗談、性的言動に関連する書面あるいは口頭による言及、個人の性生活に関する噂話、個人の性的活動、欠陥、能力に関する言及
- 性的なものを含む、個人的もしくは秘密の贈り物
- 性的な性質を持つ言葉による虐待
- 性的な示唆を含む物、写真、絵などの提示
- 性的な示唆を含む目線や口笛
- 通りすがりに体をかすめるなどの不適切な身体的接触
- 卑猥な言語または身ぶり・手ぶり、性的示唆や侮辱を含む言葉

手なづけ：性的虐待を目的として、相手を油断させて信頼を勝ち取るために精神的なつながりをつくること

同意：性的行動を含め、何らかの行為に対する情報にもとづいた、意図的かつ自主的な許可

虐待またはハラスメントの申し立ての受理

プログラム参加者から虐待またはハラスメントの報告を受けた成人には、以下が求められる。

- **注意深く耳を傾け、冷静に対処する**：虐待やハラスメントを報告するのは大変勇気ある行動であることを認める。相手を支えるが、中立的な立場を保つ。ショックや恐れ、不信感を表さない。
- **プライバシーを守ることを約束するが、極秘ではない旨を伝える**：事態に歯止めをかけ、他の人々に同様の事が起こることを防ぐために、虐待やハラスメントについて誰かに伝える必要が

あることを説明する。

- **事実を収集する際、尋問のように参加者を問いただすことはしない**：誰がいつどこでどうやって何をしたかを聞いて事実を収集する。事実を報告するのは正しいことであるとその青少年に伝える。青少年の動機を疑っている、自分が悪いとほめかしている、または自分が信じられていないと取られかねない「なぜ」の質問は避ける。申し立ての報告を受けた成人は、この情報を適切な当局に報告する責務があることを忘れない。
- **中立的な立場を保ち、かつ安心感を与える**：起こったことについて、学生や他の当事者に対する批判的な態度を取らない。告発された人についても、学生が慕っている人かもしれないため、批判的な態度を取らない。青少年を責めたり、批判したりしないことは、特に重要である。事態の責任はその青少年にはないこと、およびこの件を報告したことは勇気ある成熟した行動であることを青少年に伝え、安心させる。
- **辛抱強く、理解を示す**：トラウマを経験した人にとって、体験を詳しく語るのは難しいこともある。できるかぎり、または話せるだけ報告するように励ます。体験を繰り返して説明しなければならない必要性をできるだけ抑える。
- **申し立ての内容を記録する**：できるだけ早く極秘の会話記録を取る（会話で言及された日付や場所などの詳細を記録）。青少年が使った言葉を用いるようにする。

申し立てへの対応

虐待またはハラスメントの申し立てがあった場合、直ちに以下の手立てを講じなければならない。プログラムボランティアが行えるものもあるが、地区役員が行わなければならないものはその旨が明記されている。

1. 青少年を保護する

直ちにその状況から青少年を引き離し、疑いのある虐待者やハラスメントを行った人とのあらゆる接触を避けることで、青少年プログラム参加者の身の安全と健康を確保する。このような措置は、青少年の安全を確保するためであり、処罰ではないことを伝えて安心させる。

直ちに行動を起こして青少年の無事と健康を確保し、必要であれば医療または精神科医の診察を受けさせる。問題を報告した人および告発された人が青少年である場合、両者に支援を提供する。

2. 申し立てについて適切な当局に報告する

虐待またはハラスメントの申し立てがあった場合、必ず、直ちに青少年保護役員に連絡して調査を依頼し、それからクラブと地区リーダーに連絡する。虐待やハラスメントの申し立ての調査はすべて法執行機関に委ねなければならない。調査はすべて、ロータリーと関係のない当局によって実施されなければならない。

ロータリー内での第一の連絡先は、ほとんどの場合、当局との窓口となっている青少年保護役員である。この人が、適切な当局に助言を求めることとなる。

ただし、申し立てにこの人が関わっている場合、地区ガバナーまたは地区危機管理委員会がロータリー内での主な連絡先となる。

地区は、警察または法執行機関による調査に協力する。

地区は、申し立ての報告など、青少年保護に関連した地元、自治体の条例、および国の法令を調べ、あらゆるボランティアが把握していなければならない法令上の要件を以下に特記する。

3. 告発された人を青少年と接触させない

地区は、問題が解決するまで、性的虐待またはハラスメントを行ったとされる人に青少年プログラム参加者との一切の接触を断たせる。

ロータリー青少年交換学生がホストファミリーの一員について申し立てを行った場合、地区の正式な基準と手順に従ってこの学生をホストファミリーから引き離す。事前に審査済みの別のホストファミリーに学生を移動させる。

4. 噂話や非難は避ける

申し立てについて報告すべき相手以外には、誰にも口外しない。調査の間は、当事者全員の権利が守られるように配慮する。

地区は、告発を受けた人のプライバシー（極秘情報とは区別される）を保つために以下の手順を実施する。

（別紙：虐待とハラスメント申し立てと報告手順を参照のこと）

5. 解決まで見届け、安全対策を講じる

申し立ての事実を知ったあらゆるボランティア（ロータリアンであるかどうかを問わない）は、72時間以内に国際ロータリーが報告を受けるようにしなくてはならない。地区役員は国際ロータリーに、随時、状況の報告を行う。

地区は必ず、プログラム参加者（告発された側であっても、告発した側であっても）の親または法的保護者に連絡する。地区は、あらゆる青少年の当事者に、専門家として精神的なサポートを提供する、独立した、ロータリアンではないカウンセラーを紹介する。

警察が調査を行わない場合、または調査により結論が導きだされない場合、地区ガバナーが地区調査委員会を任命する。この委員会は、地区青少年保護方針の遵守を徹底させ、青少年の身の安全が第一に考えられていることを確認し、必要であれば地区の手順を変更する。地区調査委員会は、申し立ての正当性を判断する責任を負わない。このような判断は、青少年保護当局の職員や訓練を受けた警察官にしかできないものである。

地区は、警察により調査の結果について連絡を受けたら、犯罪性があつた場合もない場合も、当事者全員に連絡する。地区は、不適切な行為に関するあらゆる申し立てと告発、最終結果、問題解決のために行った対応を記録しておく。不適切な行為のパターンがあれば、これを見分け、対処しなければならぬ。

概要			
事件の日時:	カレンダーから日付を選択	事件が起きた場所:	
事件の詳細:			

申し立て後の措置
<p>以下の措置は、RI 青少年保護方針により要件として定められています。既に取りられた措置に印をつけてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 青少年は現在、安全な場所にいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 警察による調査が行われている間、被疑者とされる人は青少年との接触を一切断っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 申し立てのあった事件について、地元の警察に連絡した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 警察による調査はどのような状況にありますか: • 被疑者が起訴された場合、その罪状を記入してください: <p><input type="checkbox"/> 本件にかかわる参加者の受入地区と派遣地区に、事件について連絡した。</p> <p><input type="checkbox"/> 参加者の両親または保護者に、事件について連絡した。</p> <p>この事件について連絡されたそのほかの関係者をすべて挙げてください:</p> <p>上記のうち満たされていない要件がある場合、その理由を説明してください:</p>
<p>申し立てのあった事件について取られたそのほかの措置:</p> <p><input type="checkbox"/> 被害者とされる人に対し、専門家による支援サービスが提供された。</p> <p><input type="checkbox"/> 本件にかかわった学生の早期帰国を手配する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 早期帰国を手配する場合、早期帰国報告書式に記入し、RI への報告書に添えてご提出ください。 <p><input type="checkbox"/> 事件後に取られたこのほかの措置について報告があった(ご説明ください):</p>

今後も本件について新しい展開がありましたら(メディアから問い合わせがあった、等)、RI 職員まで E メール (youthprotection@rotary.org) でご連絡ください。

本書式に記入された情報は内密のものである可能性があり、知る必要のある人のみと共有すべきです。保管や輸送は厳重に行ってください。



ロータリー 青少年保護に関する申し立て報告書

報告に関する説明: 以下の書式に漏れなくご記入ください。質問に該当しない場合は、「該当せず」と記入してください。申し立て報告書は、Eメール(youthprotection@rotary.org)でRIにご提出ください。本書式を提出後も新しい情報が入り次第、担当職員に引き続き連絡するよう、よろしくお願いいたします。

報告者に関する情報			
報告日:	カレンダーから日付を選択	役割/役職:	
氏名:		電話番号:	
地区:		Eメール:	

被害者とされる人に関する情報			
被害者とされる人が2人以上いる場合、すべての人の情報を記入してください。			
姓:		名:	
申し立ての対象となる事件が青少年交換中に発生した場合は、以下もご記入ください:			
受入地区:		派遣地区:	
受入クラブ:		派遣クラブ:	

被疑者とされる人に関する情報			
被疑者とされる人が2人以上いる場合、すべての人の情報を記入してください。			
姓:		名:	
上記の青少年との関係:		役割/役職	
その他の関係者:			
被疑者とされる人が青少年交換学生である場合、以下もご記入ください。			
受入地区:		派遣地区:	
受入クラブ:		派遣クラブ:	

補遺資料C（2015年5月、日本34地区R I再認定版）青少年ボランティア誓約書

第 2650 地区は、ロータリーの活動に参加するすべての人々のために最も安全な環境を作り、維持するよう最善を尽くしています。ロータリープログラムや活動に参加する児童や青少年の安全を守り、若い参加者の肉体的、性的、精神的な虐待を防止するよう最善を尽くすことは、すべての、ロータリアン、配偶者、およびその他のボランティアの責務です。

●ボランティア本人の情報

氏名： _____ 住所： _____
 現住所での居住年数 _____ (5 年間未満の場合は、この書式の裏面に以前の住所を記入してください。)
 政府発行の身分証明（健康保険証や免許証の番号） _____
 生年月日（西暦年/月/日）： _____ / _____ / _____

●同意事項

この誓約書および添付書類に記載された情報はすべて、私の知る限り真実かつ正確であり、この誓約書が不利益な影響を与えるような情報を差し控えていないことを保証します。私は、第 2650 地区青少年交換プログラムが、暴力犯罪に関わったいかなる個人もボランティアの任務から排除することを理解します。私は、この情報がボランティアとしての適性を判断する目的でも使用されることを理解します。私は、また私がボランティアを務める期間中はいかなる時も再度情報の確認を受ける場合があることを理解します。

●権利放棄（免責事項）

青少年交換プログラムへの採用および参加に鑑みて、私は、法の許す限りで、この誓約書に関連した私の過去の調査の結果、被免責者による過失から起こる可能性も含め、いかなる損失、物的損害、個人の死傷に対する責任についても、私が損害を被った場合または申し立てをした場合、関与しているロータリークラブ、地区、国際ロータリーのすべての会員、役員、理事、委員会委員、職員（被免責者）を免責し、保護しかつ損害を与えないことに同意します。私はまた、国際ロータリー、20____ - ____年交換プログラム、およびその関連団体の定める規則、規定、方針に従うことに同意します。
私は、上記の誓約、同意、免責についての条項を読み、理解し、この書式に任意で署名することを認めます。

申込者署名： _____
 (ふりがな)
 氏 名： _____ 日付： _____ / _____ / _____ (西暦)

●その他の情報

自宅電話番号： _____ Eメール： _____
 勤務先電話番号： _____ FAX： _____
 ロータリークラブの会員ですか。 はい いいえ
 「はい」と答えた場合は、クラブ名と入会年を記入してください。 クラブ名： _____ RC 入会年： _____ 年
 希望する任務： _____
 過去にロータリー青少年交換プログラムに関与したことがありますか。 はい いいえ
 「はい」と答えた場合、過去の役職と時期を記入してください。

職務履歴（過去5年間について。必要な場合は別紙を添付してください。）

現在の勤務先： _____
 住所： _____
 電話： _____ 役職： _____
 雇用年月日： _____ 上司の氏名： _____

過去の勤務先： _____
 住所： _____
 電話： _____ 役職： _____
 勤務年数： _____ 上司の氏名： _____

●青少年に関わるボランティア経験（過去5年間について、必要な場合は別紙を添付してください。）

団体名： _____
 住 所： _____

電話： _____ 役職： _____
参加期間： _____ 担当責任者： _____

それ以前の団体名： _____
住所： _____
電話： _____ 役職： _____
参加期間： _____ 担当責任者： _____

●資格および研修

この任務に関連して、どのような資格を持っていますか、または研修を受けた経験がありますか。すべて説明してください。

●犯罪歴

1. これまでに何らかの犯罪で罪状を認めた、または有罪が確定したことはありますか。 はい いいえ
2. 一切の性的、肉体的、あるいは言葉による虐待について、家庭内暴力・迷惑行為差止命令、保護命令など（ただしこれに限らない）、裁判所の命令（民事、家庭、刑事裁判所を含む）を受けたことがありますか。 はい いいえ
「はい」と答えた場合は、その内容を説明してください。それぞれについて、命令を受けた年月日と場所（都道府県と市町村）を明記してください（必要に応じて、別紙を添付してください）。

●身元保証人（親族以外、ロータリアンまたは元ロータリアンは1名までに限る）

身元保証人は、ボランティアと個人面接し、ホストファミリーの場合は家庭訪問を実施して、ボランティアが学生と共に活動するためのRIおよび地区の資格要件を満たしていること、ならびに、性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したことがないことを確認して、ボランティアの身元を保証する。

1. 氏名： _____ 署名： _____ 日付： _____ / _____ / _____
住所： _____
電話： _____ 本人との関係： _____
2. 氏名： _____ 署名： _____ 日付： _____ / _____ / _____
住所： _____
電話： _____ 本人との関係： _____
3. 氏名： _____ 署名： _____ 日付： _____ / _____ / _____
住所： _____
電話： _____ 本人との関係： _____

地区使用欄

（個人情報の利用目的）：

地区とクラブは、本誓約書により取得する個人情報を青少年交換プログラムの目的に限定して利用します。

（調査・確認）：地区危機管理委員会によって調査・確認をします。

確認者： _____ 日付： _____ / _____ / _____

（保管）：この誓約書は地区で保管します。（原本で5年保存、電子データで永久保存）

<input type="checkbox"/> ロータリアン	<input type="checkbox"/> ホストファミリー	<input type="checkbox"/> その他
---------------------------------	-----------------------------------	------------------------------

青少年プログラム ボランティア申込書の見本



第2650地区 青少年プログラムボランティア申込書

第2650地区は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努めています。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任があります。

この情報は、当ロータリー地区が身元調査のために外部機関に提供する場合があります。また、身元調査書の入手を申込者本人に要請する場合があります。

●参加者に関する情報

氏名： _____ 住所： _____

現住所での居住年数 _____ (5年間未満の場合は、この書式の裏面に以前の住所を記入してください。)

政府発行の身分証明 (マイナンバー、健康保険証や運転免許証の番号) _____

生年月日 (西暦年/月/日)： _____ / _____ / _____

●同意事項

本申込書およびあらゆる添付書類に記載された事項はすべて、私の知る限り真実かつ正確であり、審査に不利に働くような情報を隠していないことを私はここに保証します。暴力、性的虐待やハラスメント、またはその他性的犯罪の有罪判決を受けた人、およびそのような嫌疑を受けたことがある人を第2650地区はボランティアとして受け入れないことを、私は理解しています。

第2650地区が、以前の雇用主や身元保証人に連絡すること、かつ、私が提出した正式に認証された公の記録を確認し、警察などの公の記録 (道交法違反歴や犯罪歴を含む) を調べて本申込書の記載情報を確認することを許可します。この情報は、私のボランティア適性を判定するため使われることを理解しています。また、ボランティアを務める期間中、いつでもこの情報の再確認が行われる可能性があることを理解しています。私の犯罪歴が閲覧される機会があることも理解しています。

●権利放棄 (免責事項)

ロータリー青少年プログラムへの採用および参加を約因として、本申込書と関連した身元調査、それと関連した行為、またはその情報により、被免責者による過失により生じる、または私が被るもしくは請求する以下の賠償責任を含む、いかなる請求、損失、損害、損害賠償、費用、身体的傷害、または死亡に対する責任についても、プログラムに参加するロータリークラブ、ロータリー地区、多地区合同組織、およびそれらの会員、役員、理事、委員、代理人、従業員、ならびに国際ロータリー、その理事、役員、委員、従業員、代理人、および代表者 (「被免責者」) を、私は法の許す限りでここに免除し、防御し、損害を与えず、免責します。

国際ロータリー、第2650地区の青少年プログラム、およびその関係者の定める規則、規定、および方針に従うことに完全に同意します。

暴力犯罪、児童虐待またはネグレクト、児童ポルノグラフィ、児童誘拐、レイプ、またはその他性的犯罪の有罪判決も告発も受けたことがなく、それらに関して精神または心理的な治療を受ける命令を裁判所から受けたこともないことを私はここに確認し、表明し、保証します。

本合意書のいかなる規定であれ違法または執行不能とみなされた場合、残りの規定は完全な効力を持ちつづけるものとします。本申込書に署名することで、私は本申込書を読み、その内容を完全に理解していることを認めます。

申込者署名： _____

(ふりがな)

氏名： _____ 日付： _____ / _____ / _____ (西暦)

●その他の情報

自宅電話番号： _____ Eメール： _____

勤務先電話番号： _____ FAX： _____

ロータリークラブの会員ですか。 はい いいえ

「はい」と答えた場合は、クラブ名と入会年を記入してください。

クラブ名： _____ RC 入会年： _____ 年

希望する役割/役職： _____

職務履歴 (過去5年間について。必要な場合は別紙を添付してください。)

現在の勤務先： _____

住所： _____

電話： _____ 役職： _____

入社年月日： _____ 上司の氏名： _____

過去の勤務先： _____

住所： _____

電話： _____ 役職： _____

勤務年数： _____ 上司の氏名： _____

●青少年に関わるボランティア経験 (過去5年間について、必要な場合は別紙を添付してください。)

団体名： _____

住所： _____

電話： _____ 役職： _____
参加期間： _____ 担当責任者： _____

それ以前の団体名： _____
住所： _____
電話： _____ 役職： _____
参加期間： _____ 担当責任者： _____

●資格および研修

この役割／役職に関連して、どのような資格を持っていますか、または研修を受けた経験がありますか。すべて説明してください。

●犯罪歴

1. これまでに何らかの犯罪で嫌疑をかけられたか、有罪判決を受けたか、罪状を認めたことはありますか？

はい いいえ

2. 性的、身体的、または言葉による虐待について、家庭内暴力や迷惑行為差止命令、保護命令など、裁判所命令（民事、家庭、刑事裁判所を含む）をこれまでに受けたことがありますか？

はい いいえ

1 または 2 で「はい」と答えた場合は、その内容を説明してください。また、それぞれについて、命令を受けた年月日と場所（都道府県と市区町村）を明記してください（必要に応じて、別紙を添付してください）。

●身元保証人（親族以外、ロータリアンまたは元ロータリアンは 1 名までに限る）

1. 氏名： _____ 署名： _____ 日付： _____ / _____ / _____
住所： _____
電話： _____ 本人との関係： _____

2. 氏名： _____ 署名： _____ 日付： _____ / _____ / _____
住所： _____
電話： _____ 本人との関係： _____

3. 氏名： _____ 署名： _____ 日付： _____ / _____ / _____
住所： _____
電話： _____ 本人との関係： _____

この申込書は、クラブが国内において実施する青少年奉仕活動のみに適用し各クラブで保管する。クラブが海外との派遣および受入事業は、青少年交換ルールに従いボランティア誓約書を地区危機管理委員会に提出するものとする。

（個人情報の利用目的）：

地区とクラブは、本誓約書により取得する個人情報を青少年奉仕事業プログラムの目的に限定して利用します。

（調査・確認）：

地区危機管理委員会によって提出を求められた場合は、速やかに提出をし、地区危機管理委員会の調査・確認に協力をします。

確認者： _____ ロータリークラブ 役職 _____ 氏名 _____

青少年プログラムボランティア面接質問の見本

申込者を面接する目的は、ボランティアとして必要とされる要件を満たすためのスキルがあるかどうか、潜在的に虐待を行う人としての特徴を備えているかどうかを判断することです。また、ボランティアの責務と期待事項を理解してもらうことも目的としています。国際ロータリーは、申込者が青少年との生産的な関係を築く能力を総合的に調べるため、少なくとも2名の面接官が対面式の面接をそれぞれ行うことを推奨しています。面接官は、すべての人に対して同じ質問を用いるべきです。ただし、会話の中で自然と出てきた追加の質問をするのは構いません。同じ質問を用いることで、回答を比較し、一貫した審査を行うことができます。対面式だとより率直な反応を得ることができるため、面接は対面式で行うことが大事です。

以下の質問は地元のプログラム、習慣、法律に応じて修正してご利用ください。

ボランティア面接の質問

1. _____活動に興味がある理由を教えてください。
2. 青少年との活動に興味がある理由を教えてください。
3. 青少年プログラムのボランティアとして自分がふさわしいと考える理由を教えてください。
4. 趣味と、ロータリー以外で行っているボランティア活動について教えてください。
5. 時に、法律や方針を遵守するために、不必要と思われる手続きを踏まなければならないこともあります（申込者がロータリークラブや地区と顔見知りでも、身元照会を行うことが義務づけられる、など）。合理的ではないと思っても規則に従わなければならない経験について教えてください。どう思いましたか。どのように対応しましたか。
6. 規則を破る必要があると思ったときのことについて教えてください。
7. 忍耐力が試されたときのことについて説明してください。どう思いましたか。どのように対応しましたか。
8. 青少年と接した際に忍耐力を試された、または青少年があなたの言うことを聞かなかったときの例を教えてください。どのように対処しましたか？
9. 次の質問は聞きづらいトピックですが、大事な質問なのでさせていただきます。子どもや成人を虐待したり、性的いたづらをしたことはありますか？
10. 子どもの人生にいい影響を与えたと感じたことはありますか？どのような影響でしょうか？また、どうしてそう思えたのですか？
11. 難しい決断を下さないといけなかったときのことを教えてください。あなたはどのような行動を取りましたか？また、なぜそのような決断を下したのですか？
12. [必要に応じて追加の質問]

申込者の面接では、問題があるかもしれないと思える回答に注意してください。その点について踏み込んで聞く必要があるかもしれません。以下は懸念すべき兆候である可能性があります：

- 青少年にいい影響を与えるためではなく、自分自身のニーズを満たすことがボランティア活動を申し込む真の理由であると思われる。
- 申込書に記載されていない関心事を持っているようである。
- 青少年との活動に過剰な関心を寄せている（特に、特定の年齢や性別に関心を寄せている場合）。
- 難しい状況で間違った判断を下したと思われる。
- 難しい状況で平常心を保てないと思われる。
- 青少年との活動で適切な距離を保てないと思われる。
- 虐待的な行為について直接的に聞かれたときに、言い訳がましかったり言い逃れようとしたりした（ただし文化的な要素も考慮に入れる）。

青少年プログラムボランティアの身元照会 見本

ボランティアの役割とプログラムの要件によっては、青少年とかかわるボランティアは身元照会を行う必要があります。少なくとも3名の身元保証人に、申込者が希望する役割で青少年とかかわるのにふさわしい人かどうか尋ねてください。身元保証人は申込者の親族であってはならず、元／現ロータリー会員は1名まで認められます。

可能であれば、身元保証人と電話で話してください（地元の要件に反しない場合）。申込者が希望する役割について伝え、青少年とかかわる活動である点を強調しましょう。申込者の情報と照らし合わせて食い違いや矛盾がないかどうかを調べるために、全員に対して同じ質問を用い、回答を記録してください。

以下の質問は地元のプログラムや法律に合わせて修正してご利用ください。

青少年プログラム 身元照会の質問

1. 申込者と知り合って何年になりますか？ また、どのように知り合いましたか？
2. 申込者が青少年とかかわるところを見たことがありますか？そのとき、どのような行動をとっていましたか？見たことがない場合は、申込者が青少年に対してどのような行動をとると思われるか、思い当たるエピソードを教えてください。
3. 申込者が青少年に寄り添い、親身になれる人だということを示すエピソードを教えてください。そういうエピソードがない場合、青少年との活動にふさわしい人だと思える申込者の資質は何でしょうか？
4. 困難な状況において申込者が青少年に対応するのを見たことがありますか？それはどのような状況でしたか？どのように対処していましたか？そのような状況を見たことがない場合、青少年がかかわっていても、申込者がどのような困難な状況に直面したのを見たことがありますか？その際、申込者はどのように対処していましたか？
5. 申込者の判断が適切だと思ったエピソードを教えてください。
6. 申込者がロータリーの青少年プログラムで活動するべきではないと思われる理由はありますか？
7. 申込者についてほかに何か言っておきたいことや気にかかることはありますか？

身元保証人と話す際には、問題があるかもしれないと思える回答に注意してください。その点について踏み込んで聞く必要があるかもしれません。以下は懸念すべき兆候である可能性があります：

- 例えば知り合って6カ月以内など、身元保証人が古くからの知り合いではない
- 身元保証人が申込者と1年以上連絡をとっていない
- 身元保証人が申込者とは短時間しか会っていない
- 身元保証人が申込者と知り合った状況が、申込者の説明と異なる
- 申込者がかつて青少年と監督なしでかかわることを好んでいた
- 申込者が身体的、感情的に粗暴である、または怒りやすい
- 申込者が成人とうまく付き合えない
- 申込者が指示に従うのを苦手としている

危機管理委員会組織

委員長	ガバナー補佐もしくはパストガバナー
副委員長	パストガバナー
副委員長	ガバナーエレクト
委員	ガバナーノミネー
委員／保護役員	青少年奉仕委員長
委員	青少年育成委員長
委員／保護役員	青少年交換委員長
委員	ローターアクト委員長
委員	ローターアクト委員長（地区 RA 代表）
委員	インターアクト委員長
委員	学友委員長
委員	地区財団委員長
委員	地区米山奨学委員長
委員	地区公共イメージ委員長
委員	医師
委員	RIJYEM 研修部門委員
委員	法曹関係
委員／保護役員	教育関係
委員	メディア関係

ガバナーが委嘱するロータリアン以外の外部有識者 2 名以上

（その中には、法曹関係者、メディア関係者、医師あるいは青少年保護に精通した者を含む。

委員に弁護士各 1 名以上を含まないときは、ロータリアンからこれらの者各 1 名以上を委員としてガバナーが委嘱する。

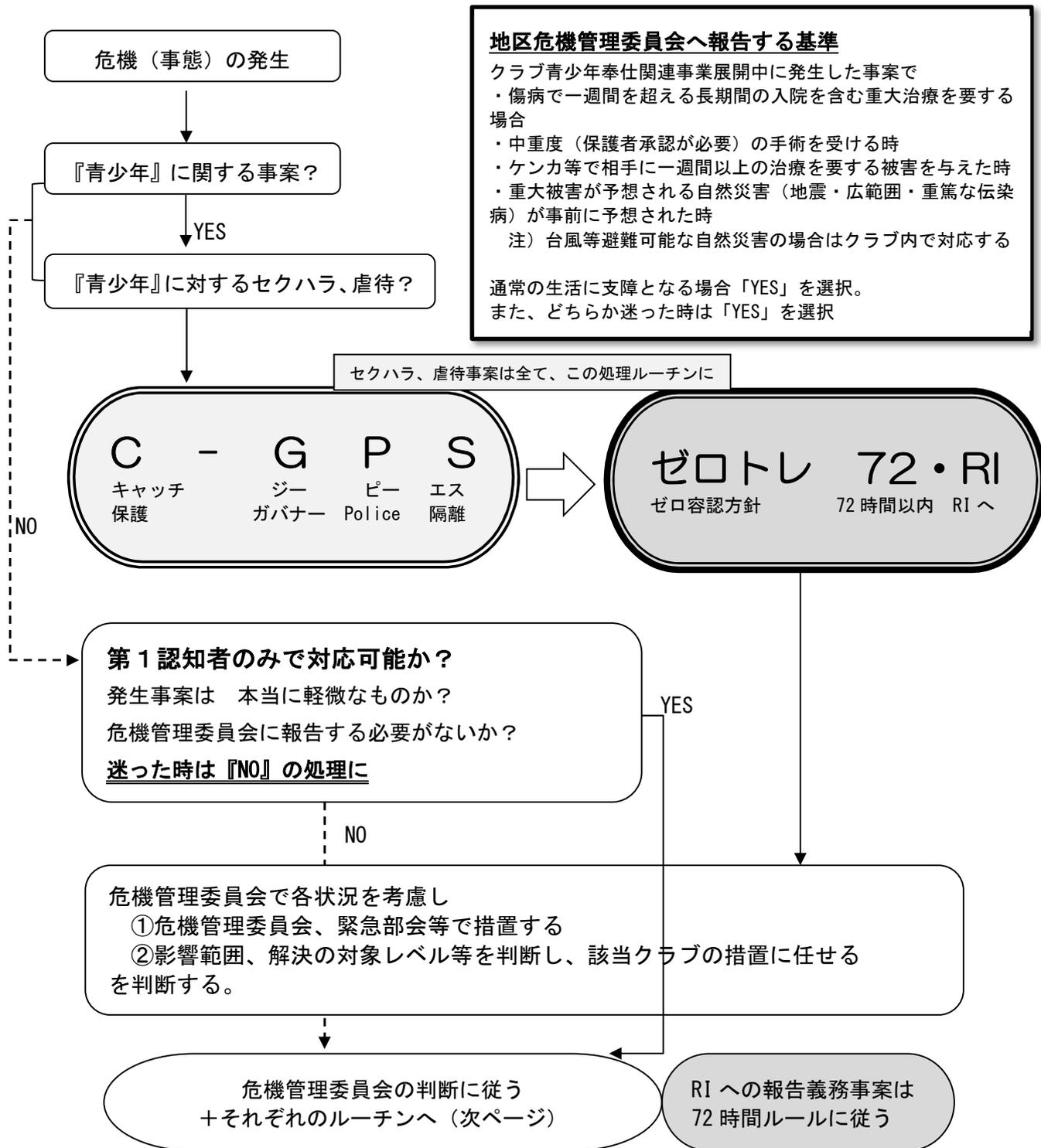
（上記委員会構成には女性委員を 1 名以上含むものとする）

最初の1歩

全てのロータリアンにとって『好ましくない事態の全て（危機管理の「危機」）』が発生または発生することが予想されたときの第1歩（手続きフロー）



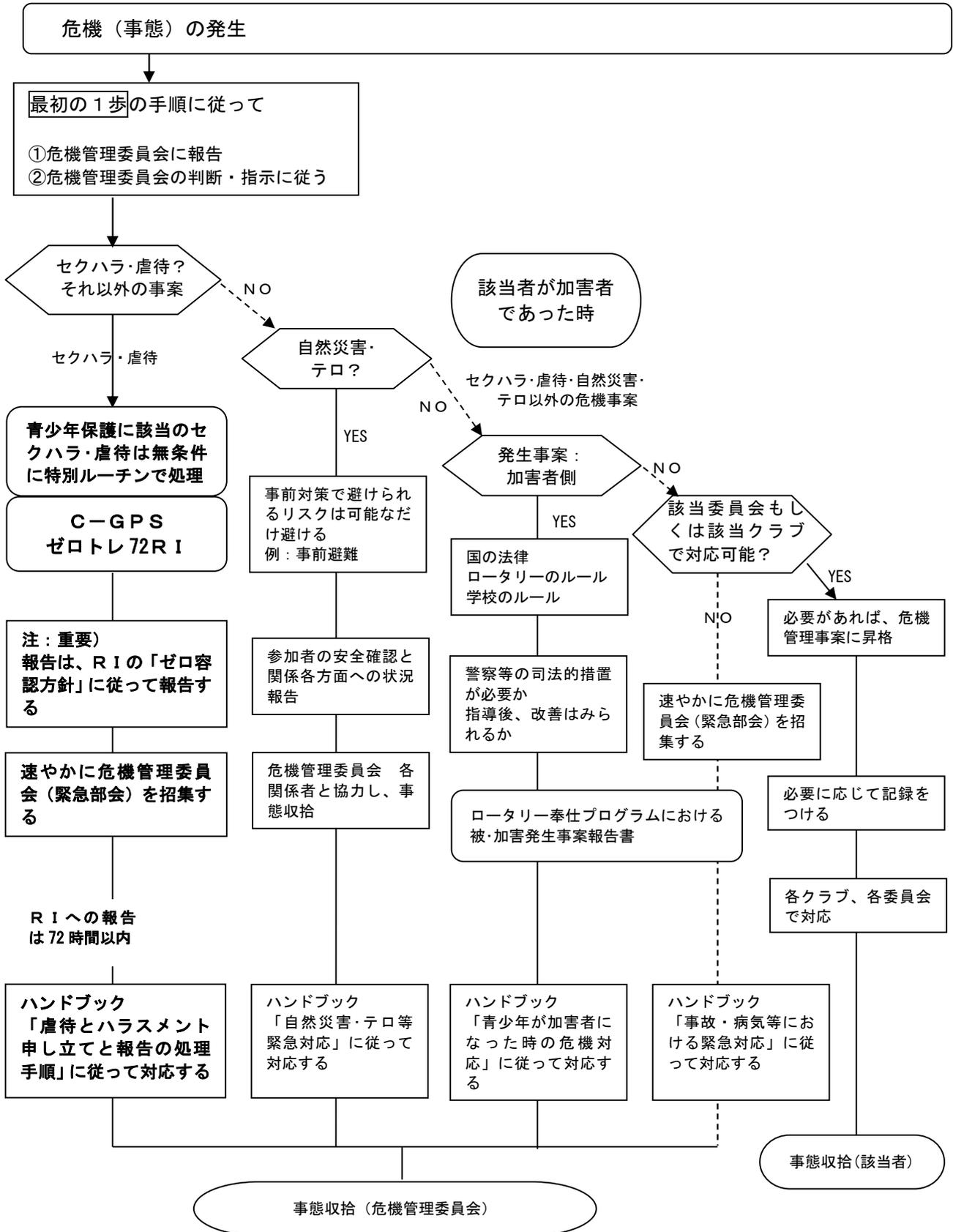
各クラブ主催の奉仕事業 および 各地区委員会主催の奉仕事業における危機事案の報告及び緊急措置に関する手順



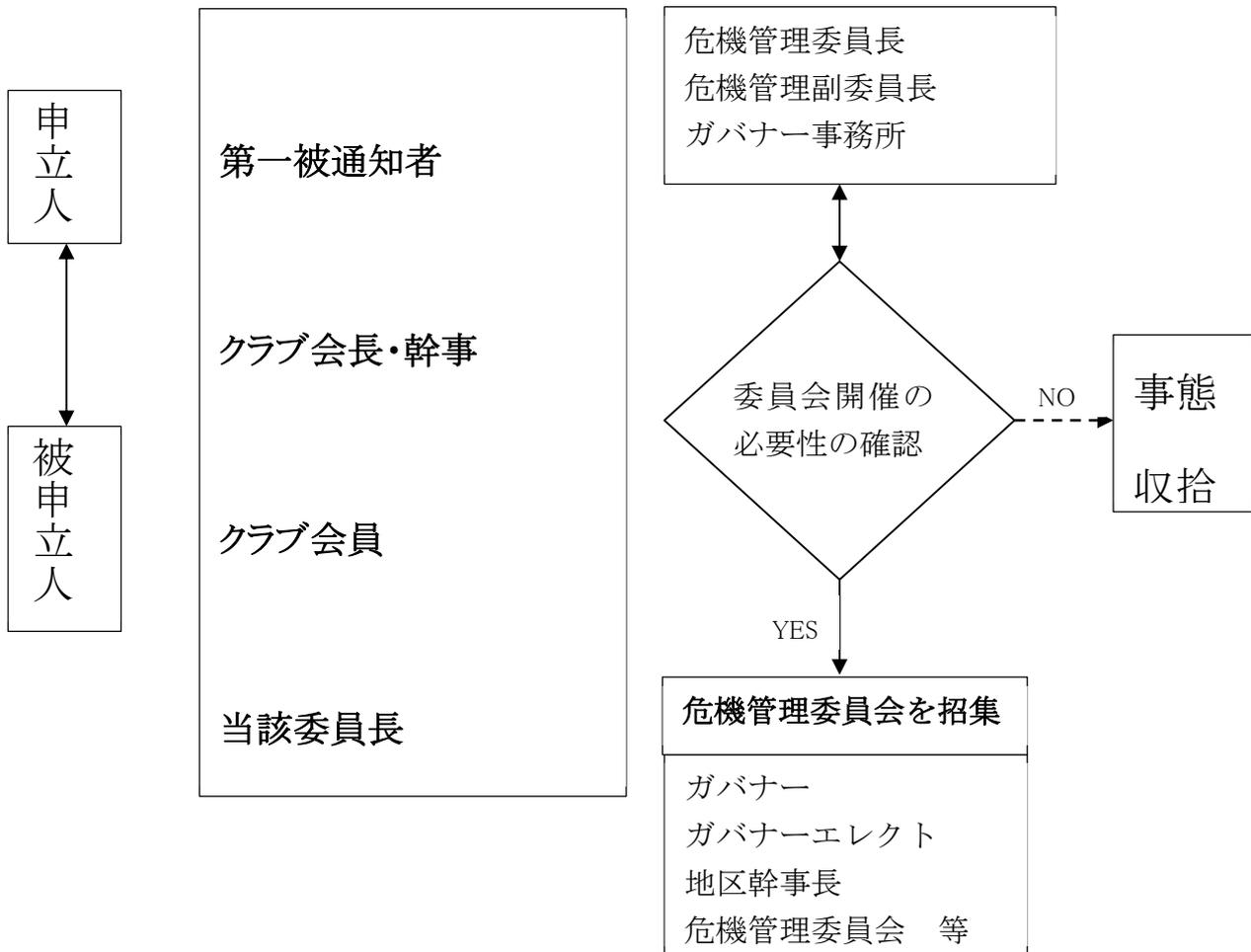
次の2歩目

危機管理委員会が、重要度・影響範囲・緊急性などで、第2歩目の判断を行います

申立者 → 第1認知者・クラブ・地区委員 → 危機管理委員会・ガバナー事務所 → RI・スポンサー地区・公的放送機関



国際ロータリー第2650地区 緊急連絡網



※委員会の開催の必要堰の確認については基本的に危機管理委員長・副委員長・ガバナー事務所が行う

※危機管理委員会会合の集合場所は危機管理委員長が指定しない限りはガバナー事務所とする

※連絡は自宅・職場・携帯電話・Eメールに

ガバナー事務所 TEL 075-353-2650 / 075-343-2650

FAX 075-343-2651

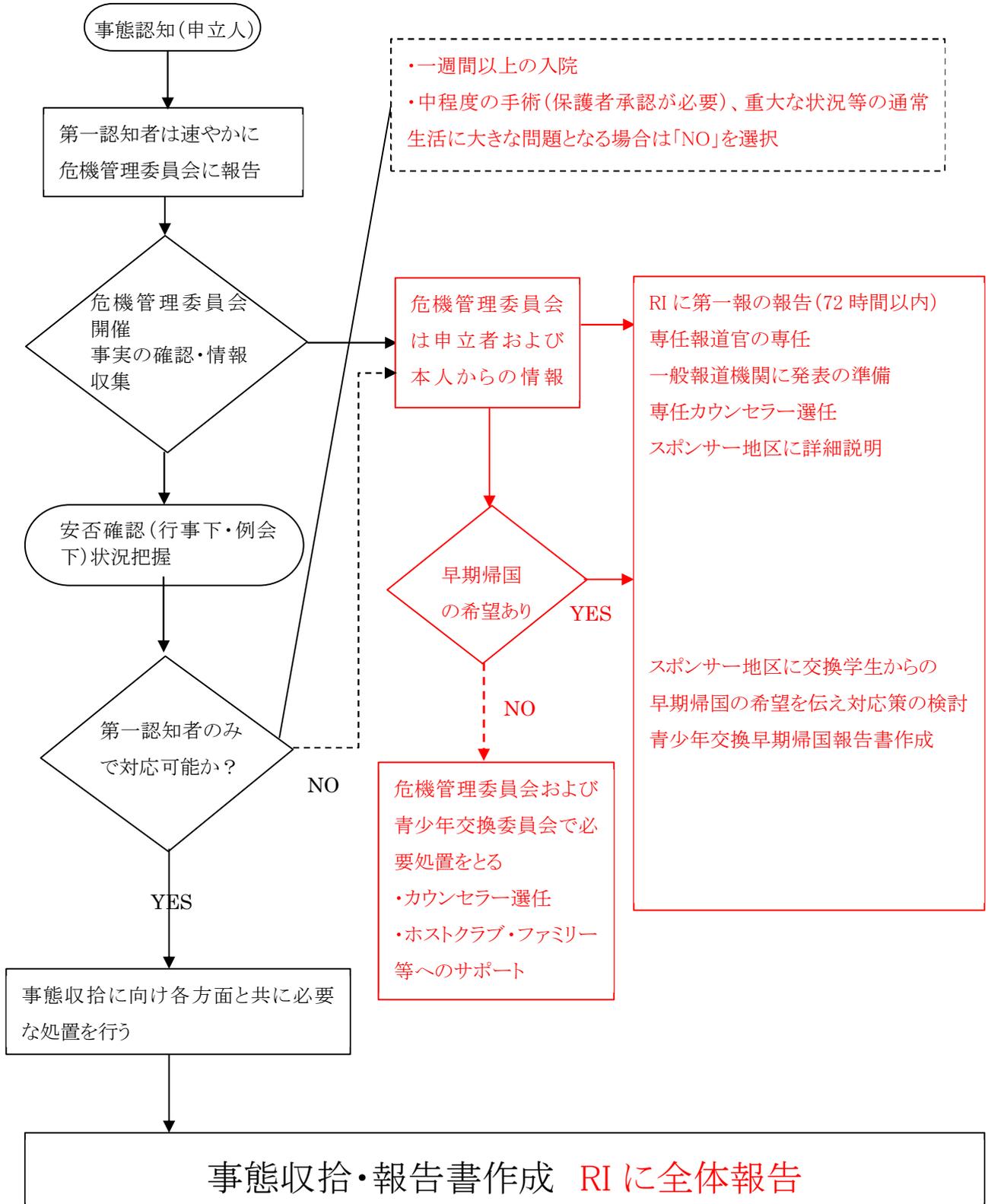
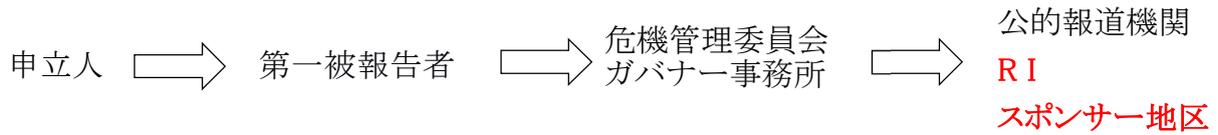
Eメール gov20XX-XX@rid2650.gr.jp

↑ XXの部分に該当年度番号をいれる

事故・病気等の緊急対応

(ロータリーの関わる青少年活動全て)

(赤文字は青少年交換に限る)

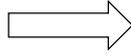


自然災害・テロなどの緊急対応

(ロータリーの関わる青少年活動全て)

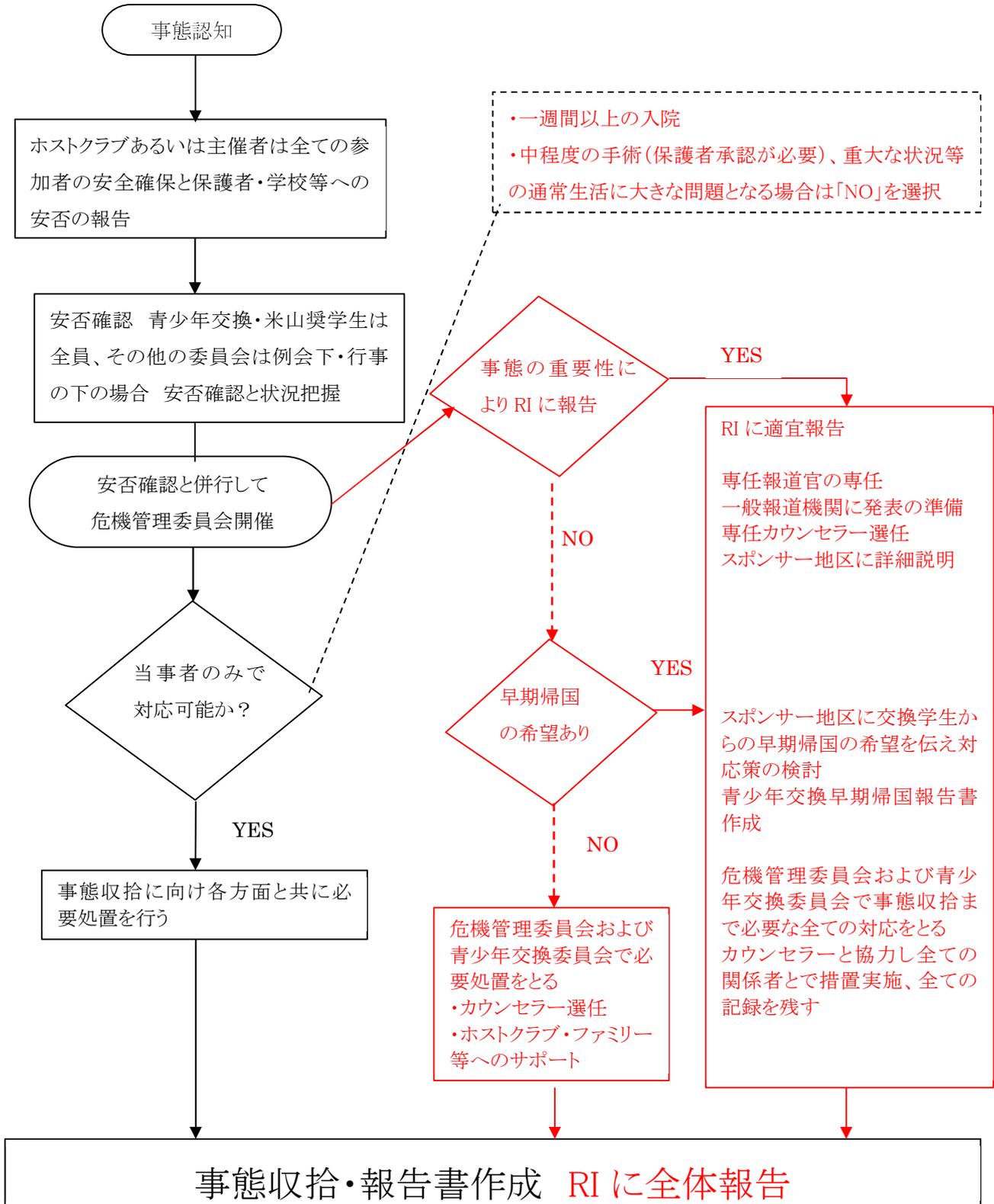
(赤字は青少年交換に限る)

危機管理委員会
ガバナー事務所



公的報道機関

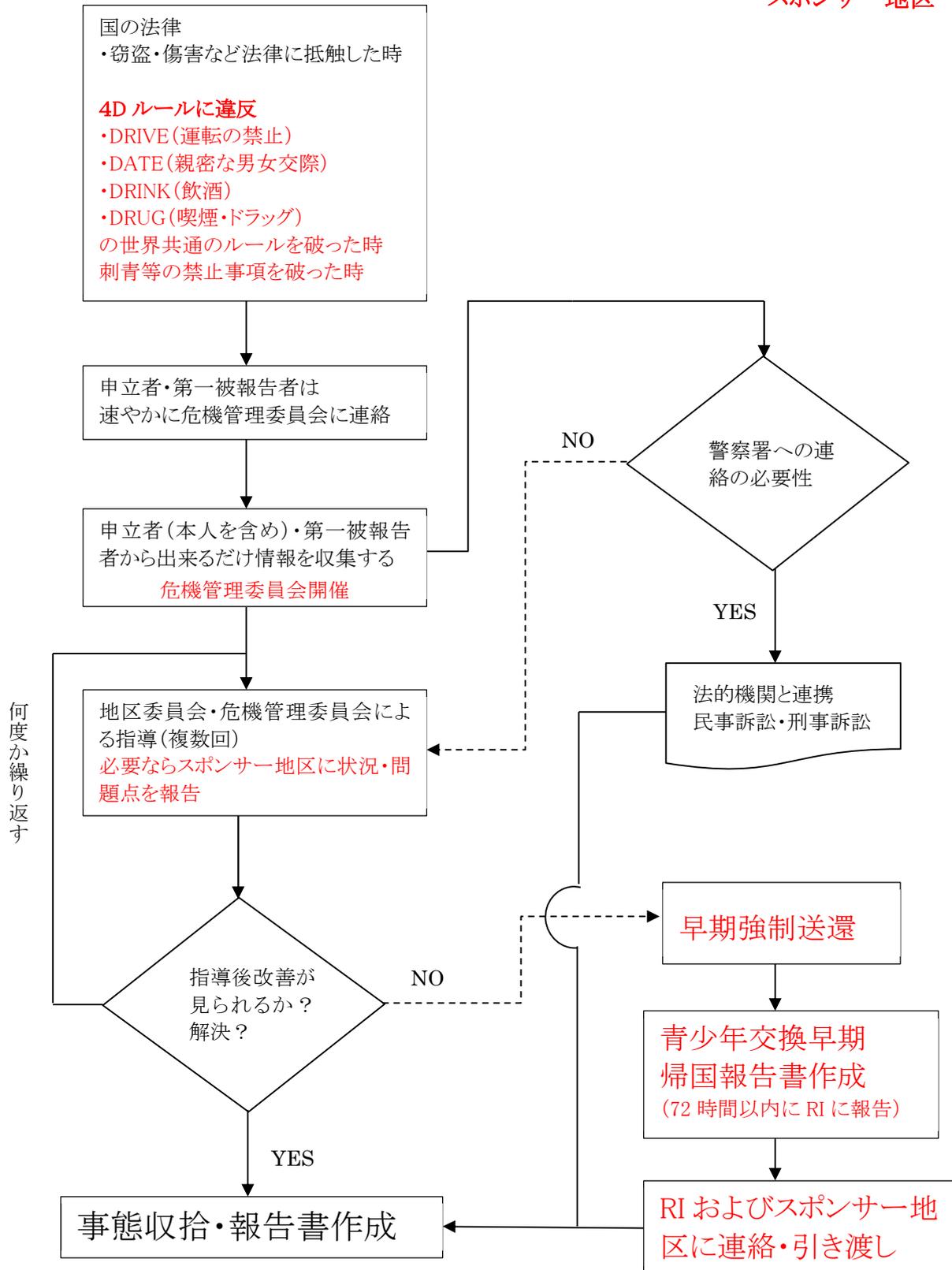
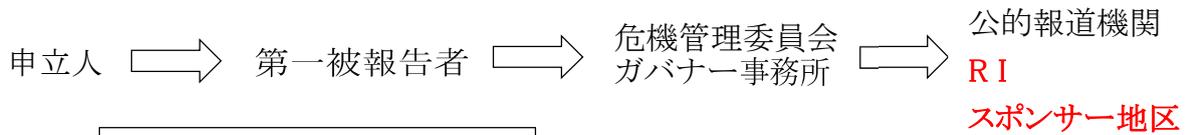
RI
スポンサー地区



青少年が加害者になった時の危機管理対応

(ロータリーの関わる青少年活動全て)

(赤文字は青少年交換に限る)



虐待とハラスメント申し立てと報告の処理手順

(赤字は青少年交換に限る)

申立人 VS 第一被報告者
被申立人 クラブ・地区役員

⇒ 危機管理委員会
ガバナ―事務所

⇒ 公的報道機関
RI
スポンサー地区

申立者からの虐待および
ハラスメントの申し立て

最優先事項
被害者・申立人の保護

申し立てられた言動が性的虐待または
性的ハラスメントに該当するか否かは、
申し立てを受けた者限りで判断せず、
被害者の安全が確保された後直ちに
危機管理委員会に報告する。

直ちに危機管理委員会を開催し被害者か
らの事情聴取を行う

- 注意深く耳を傾け冷静に対応する
- プライバシーを守ることが約束するが極秘ではない旨を伝える
- 事実を収集するが、尋問のように問いただすことはしない
- 批判することは避け、被害者を安心させる
- 記録する
- 噂話や誹謗中傷を避ける
- 公共イメージ委員会の任命
- 被害者と被申立人の両者の権利を守る
- 申立人と被申立人の不要な接触は避ける
- 被害者の安全と健康を確保する
- このことにより不利益を受けることがないことを被害者に伝え安心させる

スポンサークラブ
に報告

ホストクラブ・関係者
に報告

事態収拾に向け各方面と共に必要処置を行う

事態収拾・報告書作成

最重要事項

- ◎当事者だけでは判断しない
- ◎被害者の保護を優先する
- ◎申立者・被申立者の人権を優先する

申し立て報告書手続

クラブカウンセラーおよび地区青少年関係
委員、その他ロータリー関係者のための指
針

刑法上の犯罪
に当たるか確認
法令上の所定
機関への通告
義務

法令上の所定機関の処理

対外報道機関への発表
が必要な時は(危機管理
委員会・公共イメージ委
員会)が対応経験ある報
道官の指名専任が望ま
しい他部外者から情報等
の流出を避ける

- ①第一認知者は報告に関する指針に従って適切な措置を講じていることを確認
- ②被害者が守られていることを確認
- ③危機管理委員会の指示に従い、法令上所定の機関への通告等義務がある場合これに従うほか、申し立てられた内容が犯罪に該当すると判断したときは、即時に刑事当局に対する手続を行う
- ④被害者に対する支援が即刻行われていることを確認
- ⑤被害者の保護と権利確保のため、適切と思われるものをカウンセラーに専任
- ⑥被害者の保護者に連絡、被害者が母国から離れている場合、被害者に在籍か帰国かの選択肢を与える
- ⑦必要な間、被害者と被申立人とのあらゆる接触や連絡から遠ざける
- ⑧警察あるいは行政当局による調査が行われる場合はこれに協力する
- ⑨危機管理委員会はその事案について必要と認められたとき(ゼロ容認方針)は報告を受けたときから 72 時間以内に素の申し立てについて RI に通告しその後の手はずと調査の結果、および結果としてとられた措置について事後報告

RIゼロ容認方針に
従い 72 時間以内
に RI に報告

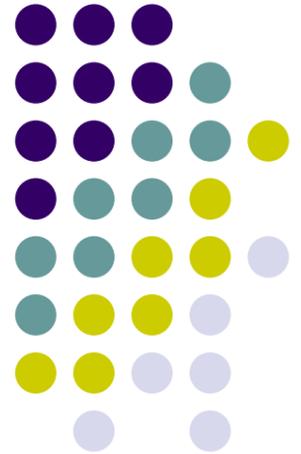
青少年交換にお
ける申し立て報告

ロータリアン・ロータリアン以外のボラン
ティアに対する申し立ての時にクラブ
内でとるべき対応

- ①申し立てに対処するとき、最重要視すべきは児童や青少年の安全である
- ②警察や行政当局による調査の妨げとなるような憶測や個人的見解を表明すべきでない
- ③上記のことをクラブ会長に通告すべき
- ④被害者に対する所見も名誉毀損などを理由として被申立人からロータリアンまたはクラブに対する訴えにつながる恐れがある

YESSマニュアル(学生用)

国際ロータリー 青少年交換委員会



マニュアルダウンロード <https://rijyec.org/>
各種資料→YESSマニュアル

RIJYEM YESS委員会

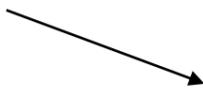
©2017 RIJYEM. All rights reserved.

入力時期



オリエン時期 入力時期	ページ名	作業者	説明内容
6月-7月	OBSマンスリーレポート	OBS	直接入力
7月-6月	OBSホストファミリー情報	OBS	GFに記載のホストファミリーを入力します。
7月-8月	自宅出発日の入力	OBS、IBS	IBSの分はクラブもしくは地区が入力をしてください。
5月-8月	帰国日の入力	OBS、IBS	IBSの分はクラブもしくは地区が入力をしてください。

ホストファミリーの情報からこのような地図を作成することができます。
災害や事件の時に役立ちます。



ログイン



URL

https://yess.riyjec.org/mp/riyjec/mypage.php

ログインID：（学生基本情報の学生名の下部に表示）

パスワード：電話番号（家電話、ハイフン無し）

※パスワードは必ず変更してください。
※パスワードは必ずメモしてください。

※アクセス方法1

上記のURLをブラウザのアドレスバーに入力する。

※アクセス方法2

ブラウザで「RIJYEM」を検索し、「YESSクラブ及び学生専用」をクリックします。

では、実際にログインしてみましょう。



どうしても、ログインできない場合はYESSログインマニュアルをご覧ください。



OBSマンスリーレポート／直接入力(学生)



マンスリーレポート情報

山田太郎 | ログアウト

学生基本情報 | ホストファミリー | **学生レポート**

お名前
山田太郎

マンスリーレポート

渡航日:2018-07-03

報告年月	レポート	コメント数
2018年7月	ホストファミリー(Robert Harris) 総合評価(評価5) 1.健康状態(評価4) 2.学校の状況(評価3) 3.ホストファミリーとの関係(評価4)	2
2018年8月	<未記入>	-
2018年9月	<未記入>	-
2018年10月	<未記入>	-
2018年11月	<未記入>	-
2018年12月	<未記入>	-
2019年1月	<未記入>	-

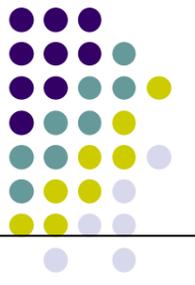
Wordでマンスリーレポートを提出する場合はこちらからアップロードしてください。

直接入力の場合は、大まかな情報を表示できます

編集や削除は学生本人しかできません。

YESSへ直接入力します。入力後コメントなどの機能が使えます

OBSマンスリーレポート／直接入力(学生)



マンスリー(学生)レポートをYESSへ直接入力できます。

マンスリーレポート入力

山田太郎 | ログアウト

学生基本情報 | **ホストファミリー** | 学生レポート

学生マンスリーレポート

登録

氏名	山田太郎	日付	2018年8月分		
スポンサーRC名	東RC	ホスト地区/RC名	RID5011	Rotally Club	RC
ホストRC カウンセラー名	123-987-654	Tel	1111-2222-3333	e-Mail	aaaa@bbbb.cc
ホストファミリー名	Robert Harris	Tel	222-3333-5555	e-Mail	mmmm@mmm.mmm.xx
ホスト開始日	2018 / 7 / 1	ホスト終了日	2018 / 11 / 30		
ホストチェンジ予定日	2018 / 12 / 1				

総合評価 5(良、楽しい)~1(悪、つらい)
5

1.健康状態 5(良)~1(悪) (不具合があればコメント欄に記入する。)
4

毎日たくさん食べ、夜更かしをしないよう体調に気を付けていたのですが、夏かぜをひいてしまいました。マスクをして学校へ行きました。周りの友達からどんな大病をしたのか聞かれ驚きました。こちらの国ではマスクはあまりしないようです。まだまだ暑い日が続きますので体調管理には注意していきます。

2.学校の状況(現地語習得状況) 5(良)~1(不可) (問題があればコメント欄に記入する。)
3

クラスで友達が増えてきて学校生活が楽しくなってきましたが、私の英語能力がまだ十分でなく聞き取れるのですが、自分からどう英語で話してよいのか戸惑っています。先生からは、慣れれば大丈夫だと励まされています。ぜひ留学中に英会話のスキルアップをしていきたいと思っています。

3.ホストファミリーとの関係 5(良)~1(悪) (困ったことや問題が起きそうな事があればコメント欄に記入する。)
5

ホストファミリーと2泊3日でニューヨークへ行ってきました。初めてのニューヨーク、街のスケールに圧倒されました。さすが世界最大の街であることを実感しました。これからも色々な所を訪れ見聞を広げ新たな発見をしたいと思っています。

マンスリーレポートが入力されると地区にメールが送信されます。
委員会と学生本人相互にコメントを書くことができます。
写真を2枚登録できます。

OBSホストファミリー情報更新(学生)



学生詳細

山田太郎 |

学生基本情報 | **ホストファミリー** | 学生レポート

派遣学生がホストファミリー情報を更新する。

予定されているホストファミリーをすべて入力してください。
ホストファミリーの移動時期は予定でかまいません。
移動しましたら必ず移動時期を更新してください。

安全のために、入力を忘れないようにお願いします。

ホストファミリー

ホストファミリー追加

ホスト開始	ホスト終了	氏名	住所	TEL 携帯電話	メールアドレス	
2017-08-26		Woo Seung Min (非RC)	445-955 585-17, Sagok-ri, Jangsan-myeon, Hwaseong-si, Gyeonggi-do, South Korea	82-31-351-0898 82-10-3346-6499	wo19700@harmail.net	編集 削除

ホストの終了日などを編集する場合は、「編集」ボタンを押します



OBS、IBS自宅出発日の入力

学生が自宅出発日を入力する。

「編集」ボタンを押します。

渡航日ではなく自宅を出る日を入力してください。
渡航日と自宅出発日が同じ場合もあります。

IBSの分はクラブもしくは地区で入力してください。
保険に関係する大事な部分のため、入力を忘れないようにお願いします。



7月-8月 交換学生帰国処理

【重要】帰国の日とステータスの変更。

「編集」ボタンを押します。

帰国日を入力します。
これを行わないと、帰国していないことになりデータに不具合が発生します。

IBSの分はクラブもしくは地区で入力してください。
保険に関係する大事な部分のため、入力を忘れないようにお願いします。

青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために、安全な環境づくり、維持するために努力している。ロータリアン、ロータリアンの配偶者、その他のボランティアは、最善を尽くして、接する児童や青少年の安全を守り、肉体的、性的、精神的虐待から彼らを保護しなければならない。